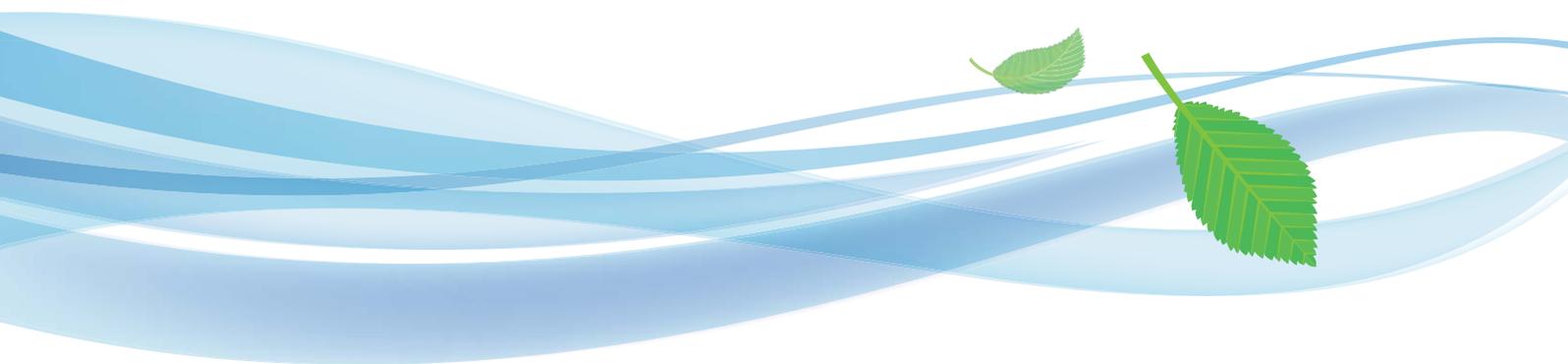




# 美幌町 緑の基本計画



## 美幌町緑の基本計画 目次

### 第1章 計画の目的と位置づけ

1-1 計画の目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の対象	3
1-4 計画の目標年次	5

### 第2章 緑の現状と課題

2-1 美幌町の現状	7
(1) 自然特性	7
(2) 社会特性	12
2-2 緑の現状	15
(1) 現行法制度に基づく緑地等の指定状況	15
(2) 都市施設における緑の状況	18
2-3 緑の現況量	28
(1) 緑の現況調査の目的	28
(2) 調査内容	28
(3) 調査結果	30
(4) 緑化に関する活動	44
2-4 計画課題	45
(1) 社会的課題	45
(2) 緑の課題	46
① 環境保全機能	48
② レクリエーション機能	50
③ 防災機能	52
④ 景観形成機能	53
⑤ 協働の緑づくり	54

### 第3章 緑づくりの基本目標

3-1 基本理念と将来目標	55
(1)基本理念	55
(2)将来目標	56
3-2 基本方針	58
(1)環境保全に係る基本方針	58
(2)レクリエーションに係る基本方針	58
(3)防災に係る基本方針	58
(4)景観形成に係る基本方針	59
(5)緑の推進に係る基本方針	59
3-3 計画フレームと水準目標	60

### 第4章 緑地の配置方針

4-1 環境保全システムの配置方針	63
(1)緑の骨格を形成する緑地の保全	63
(2)緑のネットワークの形成	63
(3)身近な環境をつくる緑地の保全・活用	64
(4)法令等で指定された樹林や樹木の保全・活用	64
4-2 レクリエーションシステムの配置方針	67
(1)レクリエーション活動拠点の形成	67
(2)自然とのふれあいの場の創出	67
(3)歩行者系ネットワークの形成	67
(4)公園の効果的な配置	67
4-3 防災システムの配置方針	69
(1)自然災害の防止・抑制	69
(2)避難路・避難場所の確保	69
4-4 景観形成システムの配置方針	71
(1)都市の骨格を際立たせる緑地の保全と整備	71
(2)緑による歴史・文化的景観の活用	71
(3)緑による潤いのある都市景観の形成	71

## 第5章 緑の保全及び緑化推進のための施策

5-1 緑の保全（守る）に関する施策	74
(1) 広がりのある緑の保全（町域全体、森林、農地）	74
(2) 軸状につながる緑の保全（河川、河岸段丘、道路）	75
(3) 公園の緑の保全	76
5-2 緑の創出（つくる）に関する施策	77
(1) 緑地の確保、造成	77
(2) 都市施設等の緑化に関する施策	77
5-3 緑の交流（親しむ）に関する施策	79
5-4 緑の基盤づくり（育む）に関する施策	80

## 第6章 緑化重点箇所

6-1 緑化重点箇所の選定	81
6-2 緑化重点箇所の位置	82
6-3 緑化重点箇所の具体的な施策	83

## 巻末資料

1-1 用語説明	1
1-2 都市公園の種類	3



# ■ 第1章

---

計画の目的と位置づけ



## 1-1 計画の目的

「緑の基本計画」（以下「本計画」という。）は、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来目標、基本方針、施策等を市町村が定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。（都市緑地法第四条）

本町は、昭和48年に「美幌町緑の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定し、翌昭和49年には「第1期美幌町緑の保全及び緑化推進計画」を策定しています。更に昭和50年には北海道自然環境等保全条例42条の規定に基づき北海道知事より「緑化推進地域」の指定を受け、以来2つの条例により位置づけられた緑化推進計画を策定するとともに概ね5年ごとに見直しを行っています。

このような取り組みの過程で、本町では公園等施設の老朽化、中心市街地の空洞化、少子高齢化の進展、町民ニーズの多様化など、緑に係る環境や情勢の変化が顕在化しており、今後は現状や将来を見据えた新たな将来目標を設定するとともに、公共事業に頼るだけでなく町民が中心となった様々な取り組みが求められています。

本計画は、私達の生活に重要な役割を持つ緑を持続的に守り、育てるとともに、これからの社会的課題に対応できる新たな生活環境を創出するための緑化を推進していくために町民が共通して目指すべき姿を示すものです。



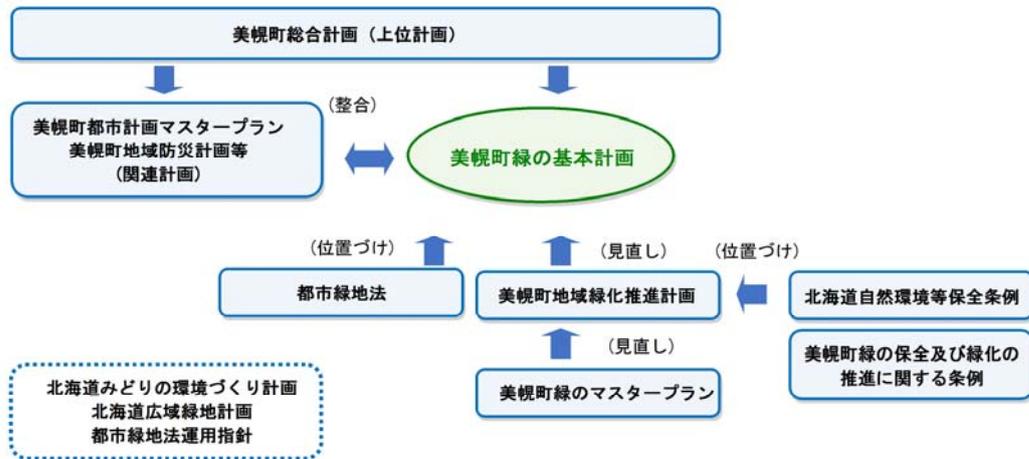
美幌峠から望む屈斜路湖

1-2 計画の位置づけ

本計画は、美幌町総合計画に基づく公園緑地施策の基本方針を定めるものであり、平成23年に定めた「第7期美幌町地域緑化推進計画（H23～H32）」の見直し計画であるとともに、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するものです。

また、「美幌町総合計画」を上位計画として、「都市計画マスタープラン」などの関連計画との整合の基に定められ、美幌町の緑に係る総合的な指針として位置づけられます。

図 1-1-1 計画の位置づけ



### 1-3 計画の対象

本計画の対象区域は、都市計画区域（2500ha）（都市緑地法第4条第1項に規定）を含む、美幌町緑化推進地域（7040ha）（道条例42条に規定）とします。

また、対象とする緑は公園緑地等の公共の緑だけではなく、民有地を含む本町全域の緑を対象としています。

図1-1-2 都市計画区域図

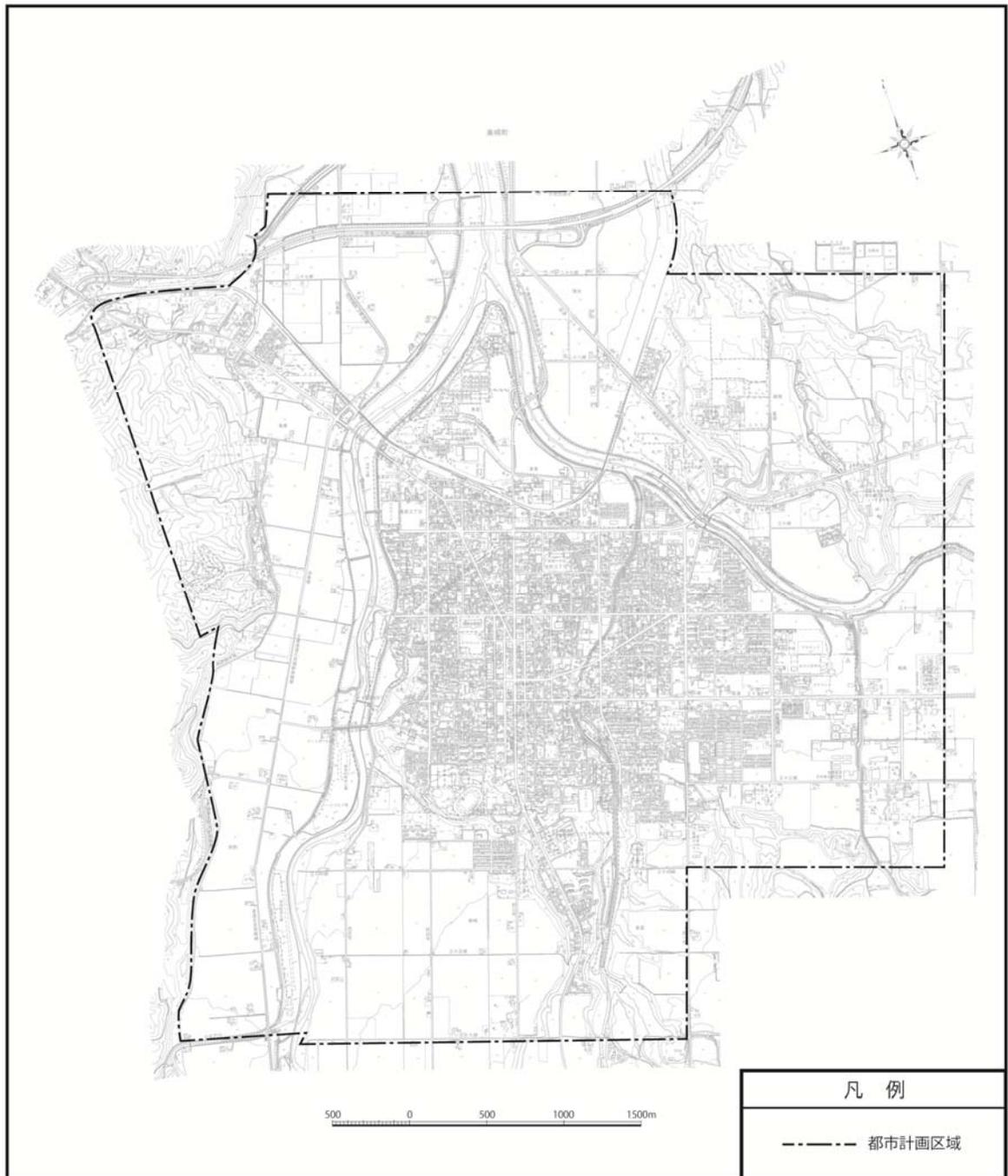
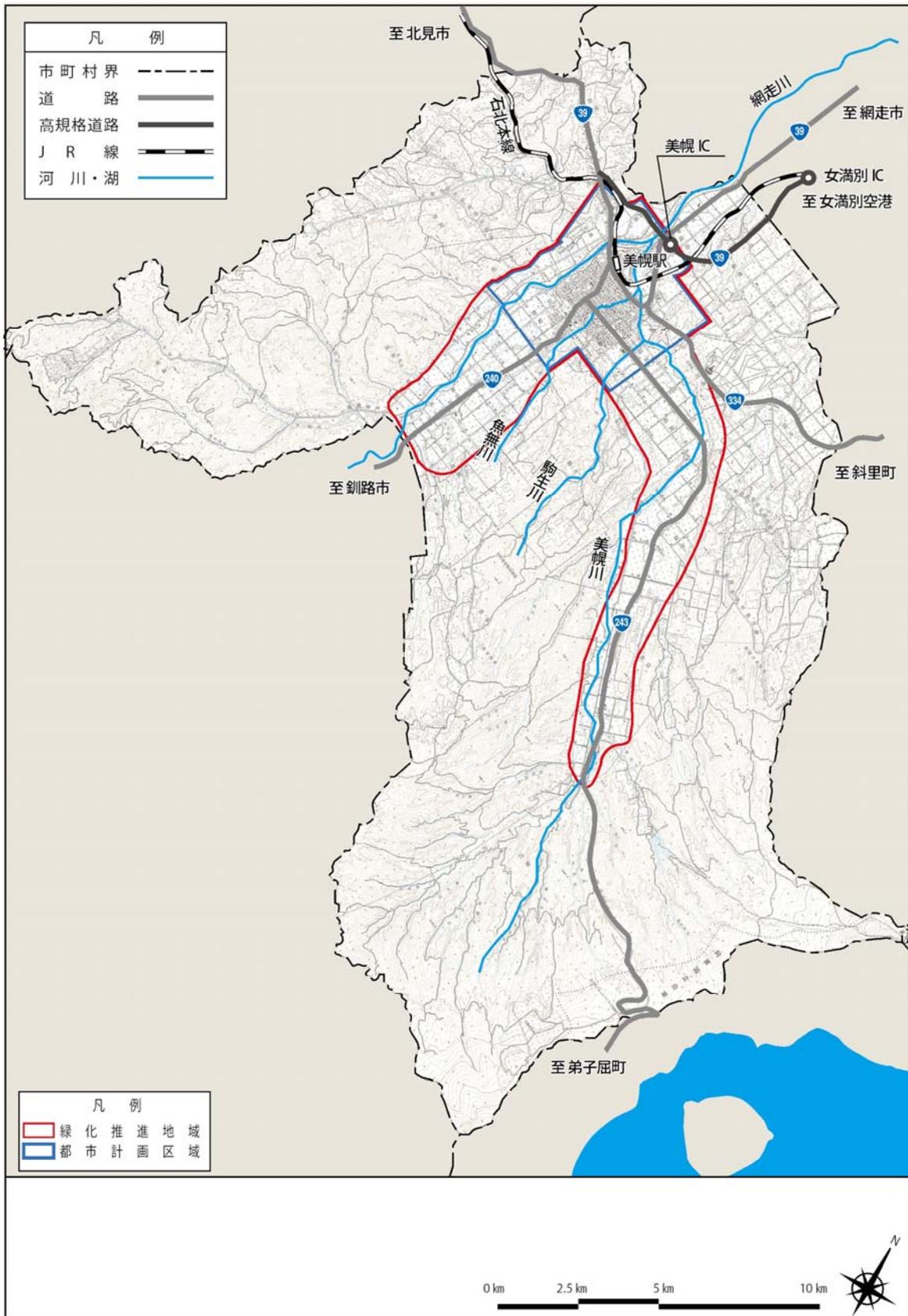


図1-1-3 緑化推進地域図



#### 1-4 計画の目標年次

本計画は、「第6期美幌町総合計画」との整合性を図り、目標年次を平成38年度(2026年度)とします。

なお、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて中間見直しをすることとします。



みどりの村にあるのれん



## みどりのコラム

### ◇みどりの日と昭和の日◇

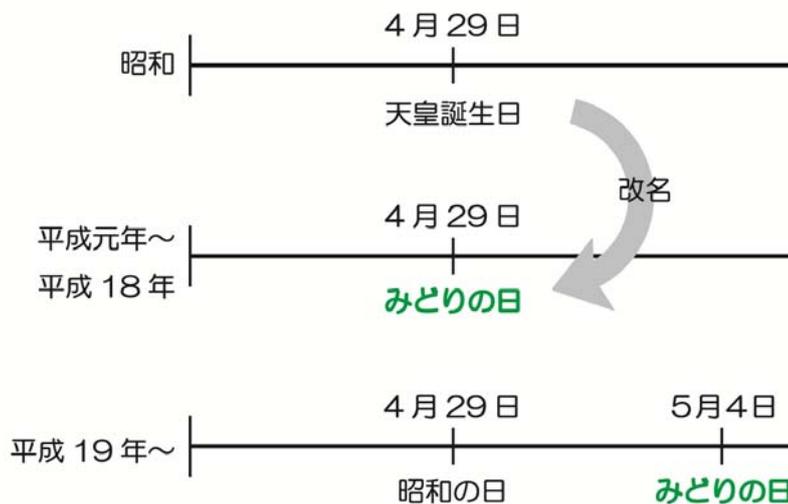
みどりの日は、平成元年より4月29日となっていましたが、平成18年以降は5月4日となりました。

下図のように、昭和まで4月29日は「天皇誕生日」という祝日でしたが、天皇が崩御されことから平成元年より改名され、「みどりの日」となりました。その後、平成18年以降から4月29日は「昭和の日」となったことから5月4日が「みどりの日」となりました。

「みどりの日」は、国民の祝日に関する法律によれば、「自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ」と定められています。

また、「みどりの日」という名前の由来は「昭和天皇は植物に造詣が深く、自然をこよなく愛したことから『緑』にちなんだ名がふさわしい」という意見が多かったためとされています。

4月15日から5月14日までは「みどりの月間」として各地で様々なイベントが行われています。



## ■ 第2章

---

緑の現状と課題



## 2-1 美幌町の現状

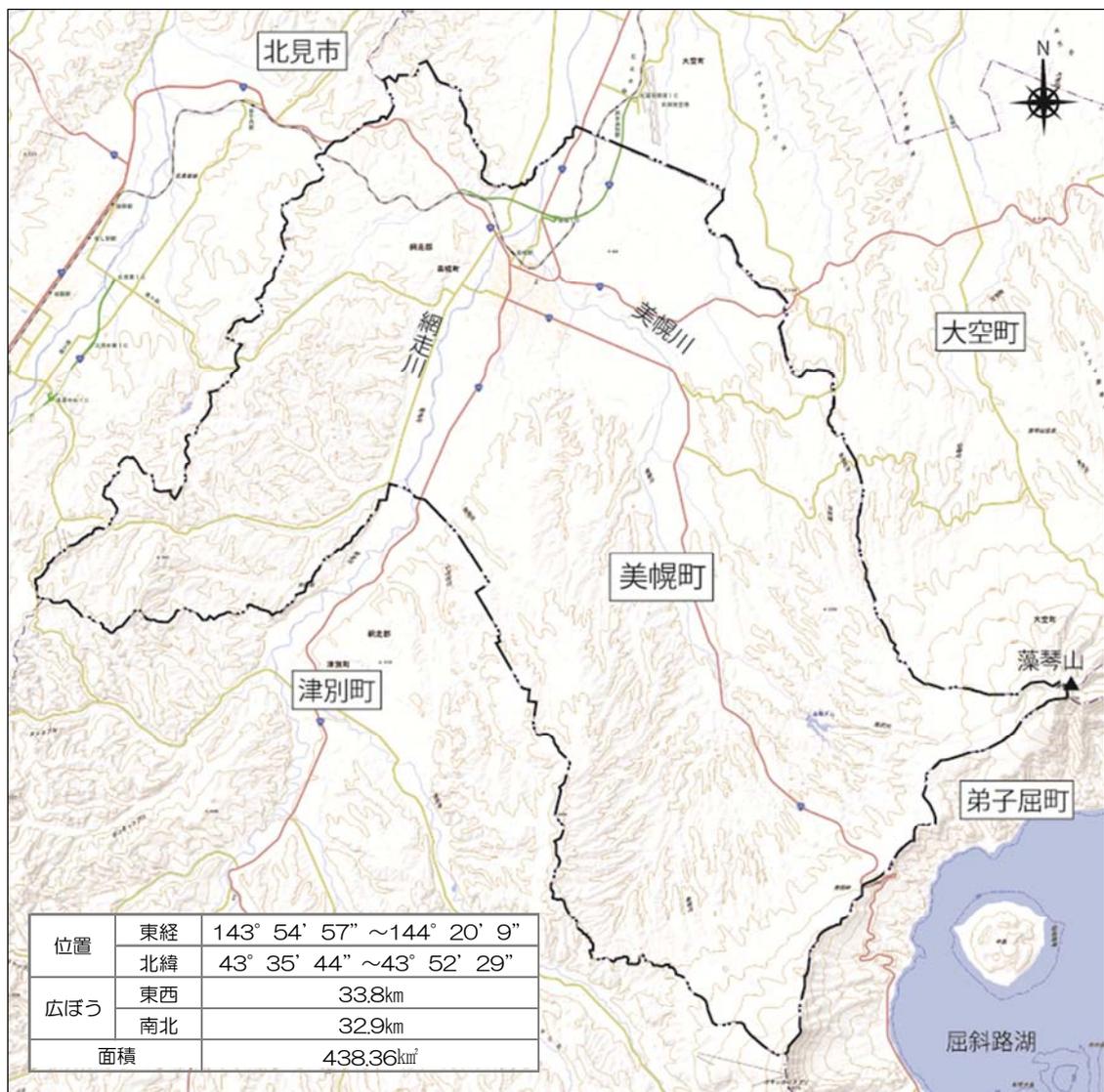
## (1) 自然特性

## ①地形・地勢

本町は、オホーツク管内の南東に位置し、東及び北は大空町、西は北見市、南は津別町、弟子屈町と接しています。

地形は、釧路管内との境界に藻琴山をはじめとする山並みがありますが、それ以外は丘陵地や台地が南東より北西へ次第に傾斜し、町の中央を北流する網走川やその支流である美幌川流域には、帯状の沃野が展開しています。

図2-1-1 本町の位置



②気候

本町の気候は、オホーツク海沿岸と北見内陸地帯の間に位置していることから、オホーツク海流、海霧、流氷の影響を受け、冬は-20℃前後、夏は30℃前後になるなど、寒暖の差が大きくなっています。

また、降水量は、年平均 700mmと少なく、日照率の高さでは、全国でも有数の地域となっています。

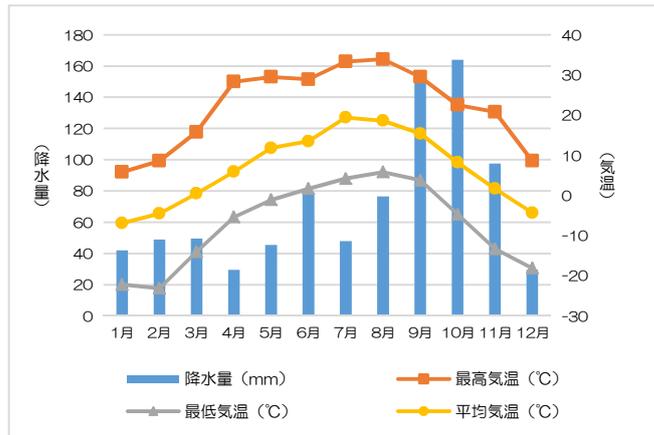


表 2-1-1 平成 27 年の気象状況

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	420	490	495	295	455	790	480	765	1490	1640	975	295
最高気温 (°C)	5.8	8.6	15.8	28.3	29.5	28.9	33.3	33.9	29.5	22.5	20.8	8.6
最低気温 (°C)	-22.2	-23.1	-14.0	-5.4	-1.1	1.7	4.2	5.8	3.8	-4.7	-13.3	-18.1
平均気温 (°C)	-6.9	-4.5	0.5	5.9	11.8	13.5	19.4	18.6	15.4	8.2	1.7	-4.3

資料：気象庁アメダス

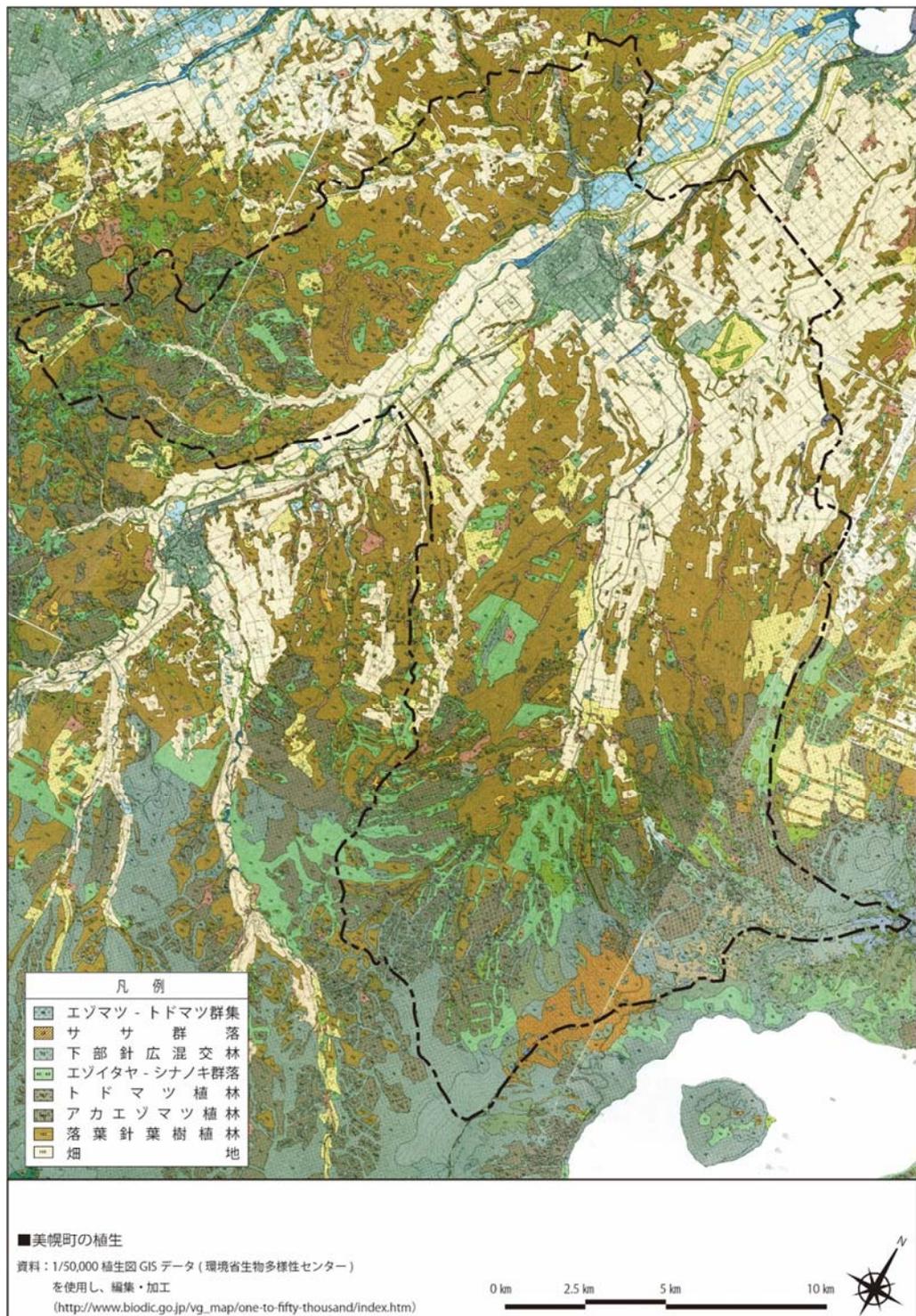
③植生

植生の分布は、山地にエゾマツ-トドマツ群落やササ群落、下部針広混交林が広がっており、阿寒国立公園に指定されている藻琴山及び美幌峠周辺ではハイマツなど高山性の風衝植生※が発達しているほか、高山植物の宝庫となっています。

丘陵地にかけては、エゾイタヤ-シナノキ群落、カラマツ、トドマツ等の人工林が多く、山地より低い台地には畑地が広がっています。

※風衝植生とは季節風の通り道となる谷筋が草原状になり、背丈が低くなっている植生を示します。

図 2-1-2 植生図



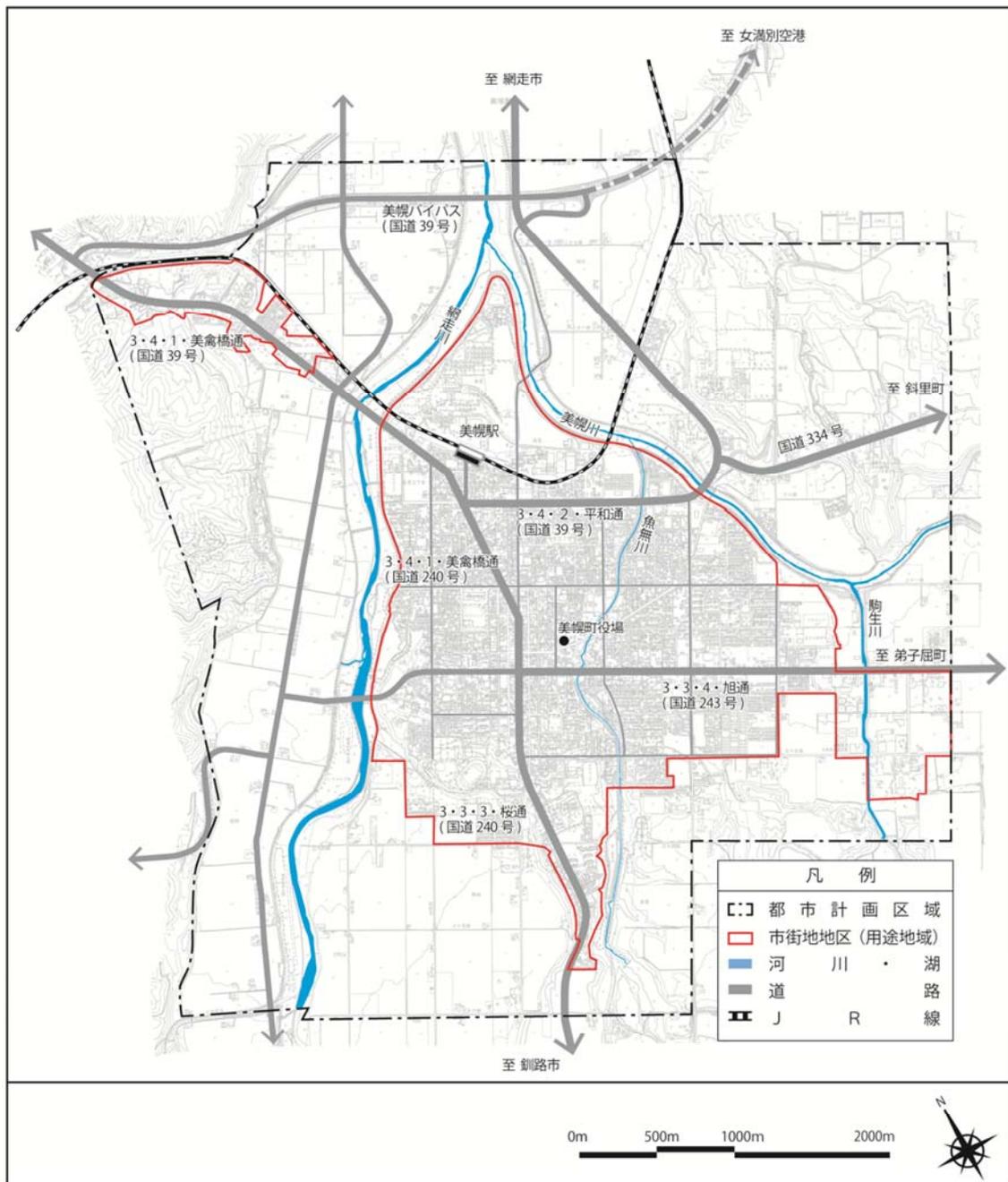
④水系

本町を流れる河川は、釧北峠に端を発して本町を貫流し、網走湖を経てオホーツク海に注ぐ網走川と、美幌峠を源として北に流れをとり、本町市街地の北部で網走川と合流する美幌川があげられます。

一級河川網走川水系の魚無川が昭和 49 年 7 月に都市計画決定され、計画延長 1,630m、計画幅員が 25~54m となっており、全て整備されています。

また、市街地の高水敷には河畔公園や運動公園が整備されており、イベントやスポーツ等に利用され、町民の憩いの場となっています。

図 2-1-3 河川図



## ⑤動物

動物の生育地としては、針広混交林や広葉樹天然林などが自生する山地をはじめ、牧草地や、畑地等が広がる台地により、多様な環境を有しています。このことから、哺乳類については、北海道各地に広く分布しているヤチネズミ、エゾヒメネズミ等のネズミ類や、キツネ、エゾユキウサギ等の小・中型哺乳類が多くみられるほか、一部の地域においては、ヒグマ、エゾシカ等の大型哺乳類も確認されています。鳥類では、ムクドリ、アオジ、シジュウカラなど、北海道で一般的に多く見られる種が確認されています。また、魚類については、網走川水系の各河川において、フナ、ウグイ、ヤマベなどの生息が確認されています。



美幌神社において撮影されたアマサギ



美幌博物館周辺で撮影されたハクセキレイ

(2) 社会特性

①人口と世帯数

総人口は、減少傾向で推移し、平成27年の国勢調査では20,296人となっています。

世帯数は、ほぼ一定の推移を示し、平成27年では8,626世帯となっています。一世帯当たりの人員については、平成7年に3人/世帯を割り込み、平成27年では2.35人/世帯となっており、核家族化の進行が目立っています。

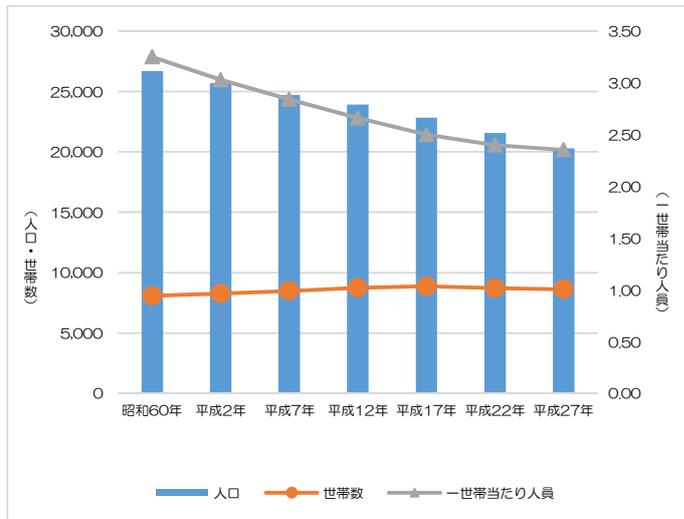


表 2-1-2 総人口と世帯数の推移

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総人口 (人)	26,686	25,680	24,716	23,905	22,819	21,575	20,296
世帯数 (世帯)	8,089	8,280	8,499	8,760	8,883	8,725	8,626
一世帯当たり人員	3.25	3.03	2.84	2.66	2.50	2.40	2.35

資料：国勢調査

資料：平成28年度町勢要覧資料編

年齢別人口構成は、総人口が減少する中で、15歳未満の人口減少と65歳以上の人口増加が目立っており、少子高齢化の傾向が顕著に現れています。

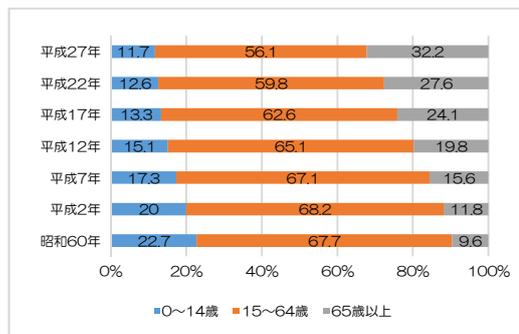


表 2-1-3 年齢別人口構成の推移

区分	単位	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
0~14歳	人口 (人)	6,054	5,135	4,279	3,606	3,031	2,720	2,376
	構成比 (%)	22.7	20.0	17.3	15.1	13.3	12.6	11.7
15~64	人口 (人)	18,063	17,502	16,582	15,564	14,289	12,903	11,374
	構成比 (%)	67.7	68.2	67.1	65.1	62.6	59.8	56.1
65歳以上	人口 (人)	2,555	3,043	3,847	4,733	5,498	5,939	6,533
	構成比 (%)	9.6	11.8	15.6	19.8	24.1	27.5	32.2
合計 (人)		26,672	25,680	24,708	23,903	22,818	21,562	20,283

資料：国勢調査

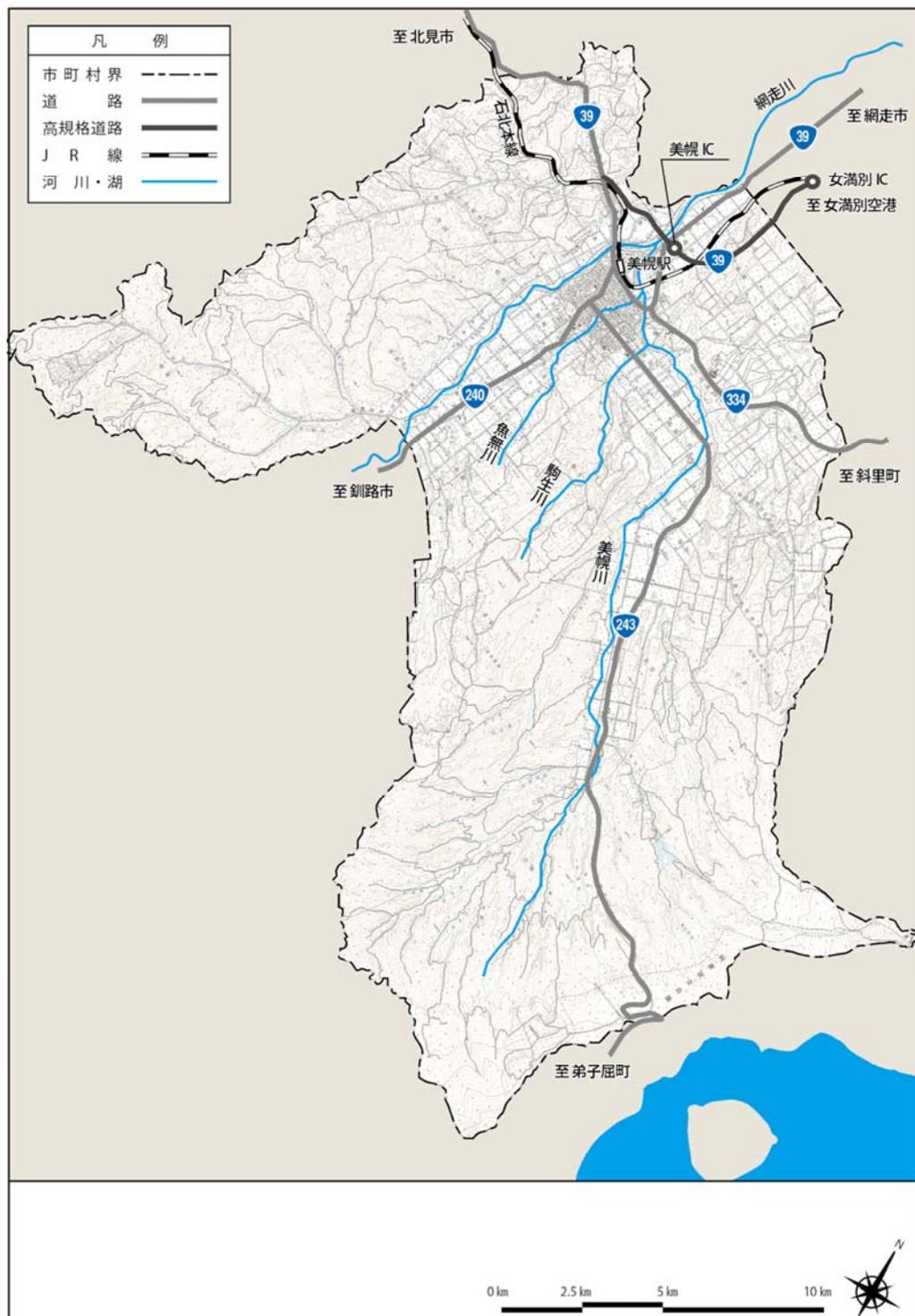
※年齢不詳は除く

## ②交通

本町を走る主な道路は、国道4路線（39号、240号、243号、334号）や道道6路線、JR石北本線が通っているほか、道東観光の玄関口でもある女満別空港に近接していることなどから、交通の要衝となっています。

また、市街地の交通混雑の緩和、女満別空港や主要観光地へのアクセスの向上を目的とした美幌バイパス（美幌町高野交差点—美幌IC—女満別空港IC）が、平成17年に全区間開通したことで、地場産業の育成や観光、周辺の発展などに大きな役割を果たしています。

図 2-1-4 本町の交通状況



③地目別土地利用

本町における地目別土地利用の状況は、山林が約62%を占め、次いで畑が約24%、となっており、これらの地目で総面積の約9割弱を占めています。

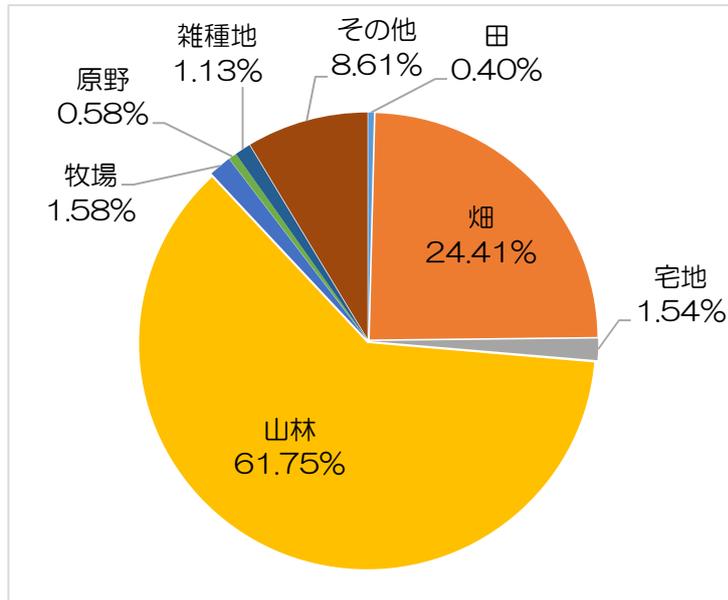


表 2-1-4 地目別土地利用面積 (単位: ha)

区分	田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種	その他	総面積
面積	177	10,700	676	27,068	694	253	496	3,772	43,836
構成比 (%)	0.40	24.41	1.54	61.75	1.58	0.58	1.13	8.61	100.00

資料: 平成 27 年 1 月 1 日概要調書等報告書 (平成 28 年度町勢要覧資料編)



農地の様子

2-2.緑の現状

(1) 現行法制度に基づく緑地等の指定状況

現行法制度に基づく緑地等の指定状況は、美幌峠周辺が自然公園法により阿寒国立公園第1種特別地域に指定されています。また、市街地の北部には北海道自然環境保全条例によって2箇所の環境緑地保護地区が指定されています。

表2-2-1 現行法制度に基づく緑地等の指定状況

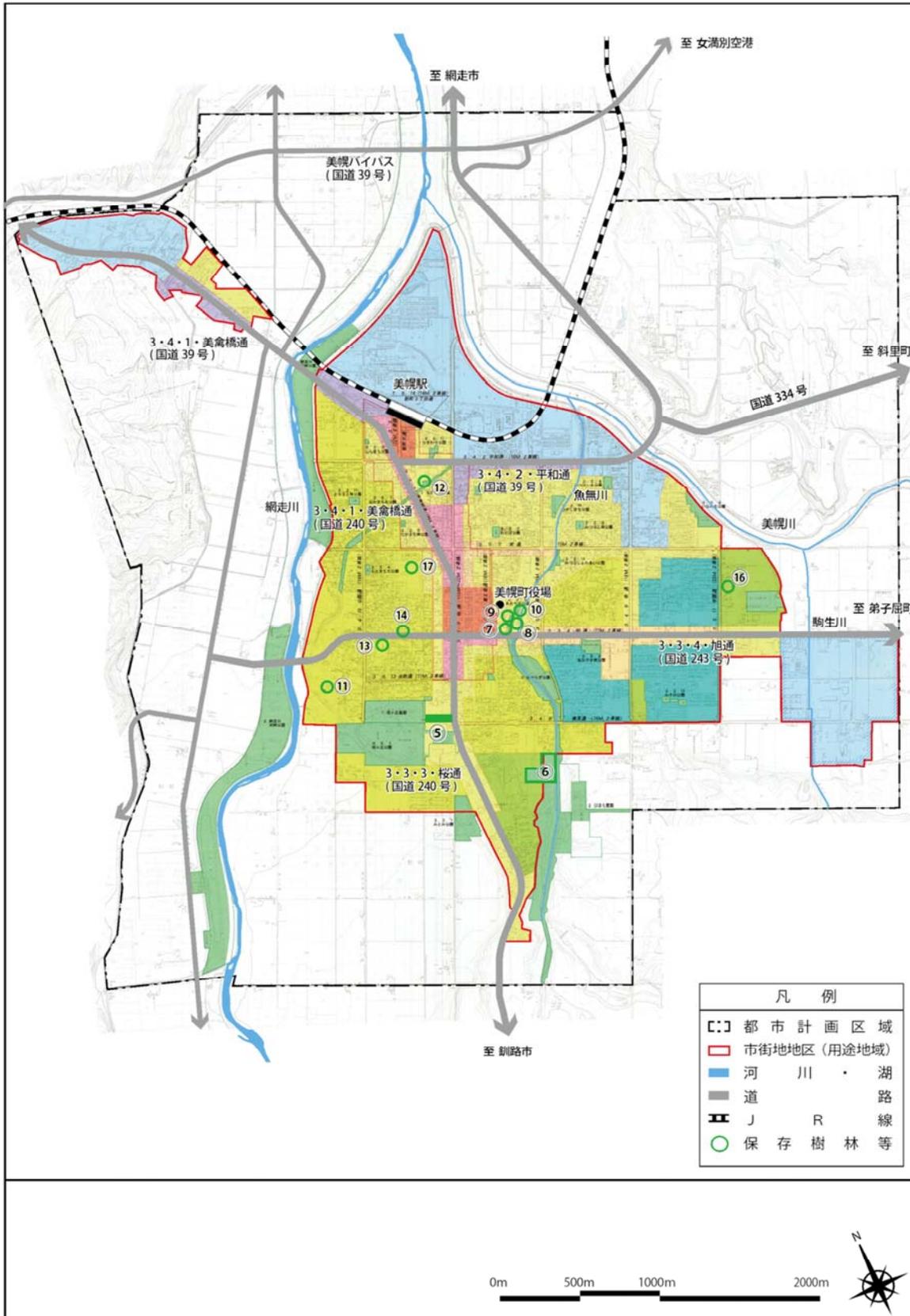
図面番号	区分名称(指定年月日)	所有関係	面積等	緑地の現況	備考 (根拠法令等)
①	阿寒国立公園 (S9.12.4)	国	1,276.00 ha	笹原の中にたたくエゾマツ原生林は神秘的な風格があります。	自然公園法
②	保安林	//	7,296.24 ha	針広混交樹林地	森林法
③		道	2,018.00 ha		
④		一般 民有林	489.43 ha		
⑤	環境緑地保護地区 美英環境緑地保護地区 (S49.3.30)	民	0.50 ha	美幌神社所有のエゾマツ人工林 (45~55年生)	北海道自然環境保全条例
⑥	環境緑地保護地区 美富環境緑地保護地区 (S49.3.30)	町	2.43ha ha	標高40~80mの丘陵にあり、主な植生はカシワとなっています。	
⑦	保存庭園 青山 (S48.11.1)	民	0.25 ha	変化に富んだ景観を活かした特殊な庭園です。	美幌町緑の保全及び緑化の推進に関する条例
⑧	保存樹林 青山 ( // )	//	0.22 ha	市街地に位置し、町の風致上、さらには町民の健康上貴重な樹林です。	
⑨	保存樹木 ハルニレ ( // )	//	1本	市街地に自生した木々の中では巨木となっています。(推定樹齢80年以上)	
⑩	// クラノヤギ ( // )	//	1本	町内に自生する植生のうち、非常に数が少なく貴重です。(推定樹齢80年以上)	
⑪	// イチイ ( // )	町	1本	旧美幌1-林跡周辺に植樹された木で、訪れる若人に親しまれています。(推定樹齢500年以上)	
⑫	// // ( // )	//	1本	国保病院跡地に育成するイチイです。(推定樹齢600年以上)	
⑬	// // ( // )	民	29本	オヤマザクラ、ドングリ、ミヤマザクラを主体とした樹木の集団です。	
⑭	// // ( // )	//	23本	オウシュウアカマツ、オヤマザクラ、イチヨウ、カマツを主体とした樹木の集団です。	
⑮	// ハルニレ (S52.4.1)	//	1本	町内に自生しているものとしては巨木で、根張り枝張りもよく、樹勢も旺盛です。	
⑯	// シンパク (H8.11.1)	町	2本	推定樹齢350~500年であり枝張りもよく見事な樹形です。	
⑰	保存樹木・記念物 カシワ (S48.11.1・H11.10.12)	//	9本	枝張りもよく、当地方としては数少ない見事な樹形をもつ巨木として親しまれています。(うち1本が保存樹木)	
⑱	記念物 ハコバヤマガキの自生地 (H10.10.12)	//	140 株程度	育成地及びその周辺はカシワ、ミヤマザクラ、イゾヤマザクラなどの落葉広葉樹林が生育しています。	美幌町文化財保護条例

注：一般民有林とは、町有林と民有林をひとまとめにしたものであることを示します。

注：ハコバヤマガキの自生地は、盗掘などによる本自生地への影響が懸念されることから、位置は示さないことにします。

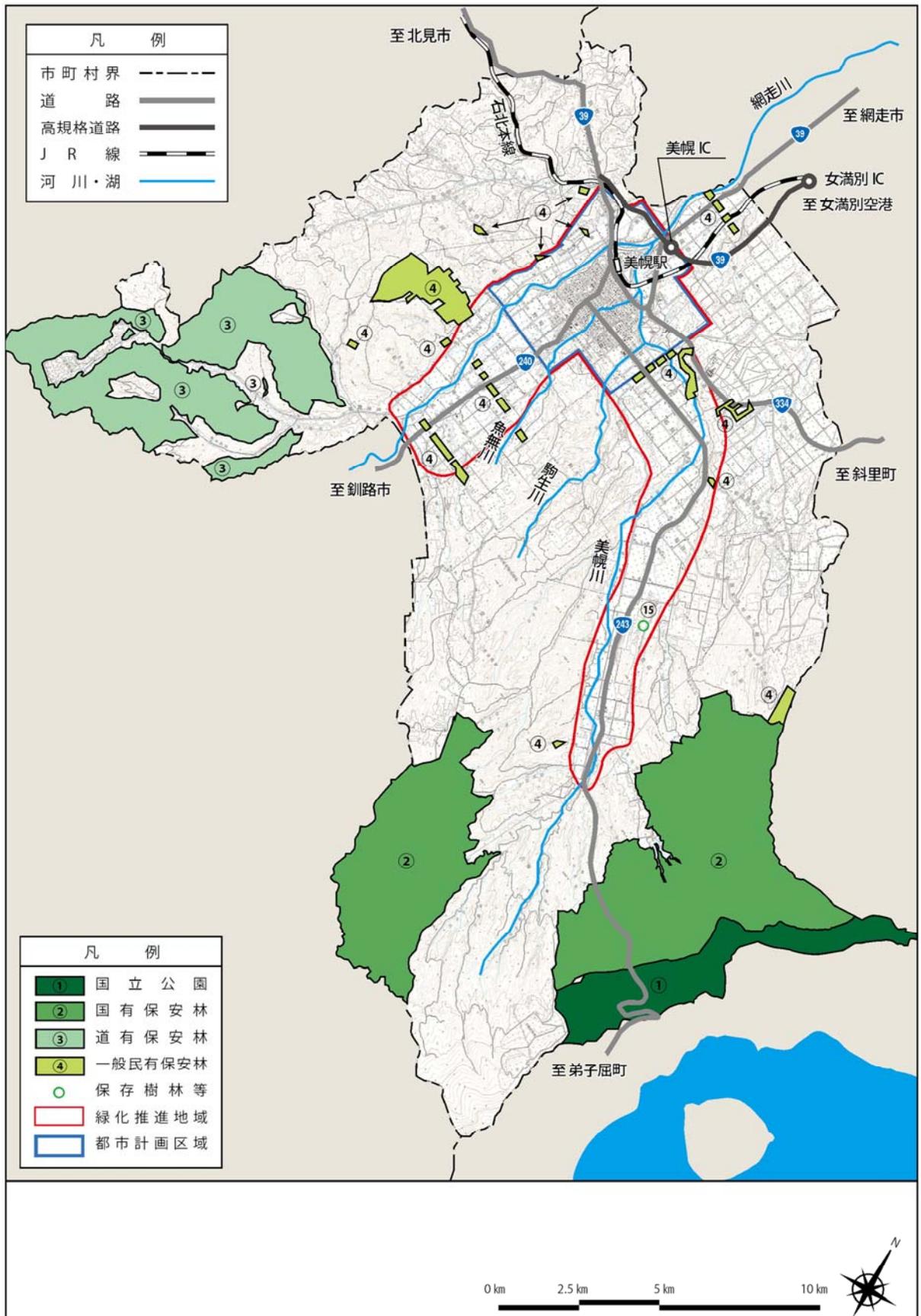
現行法制度<sup>\*</sup>に基づく地域制緑地等の位置図は次のとおりです。

図2-2-1 現行法制度に基づく地域制緑地等の位置図（都市計画区域）



<sup>\*</sup>現行法制度とは、前ページの備考（根拠法令等）を示します

図2-2-2 現行法制度に基づく地域制緑地等の位置図（行政区域）



(2) 都市施設における緑の状況

①道路

都市計画道路は、現在 14 路線となっており、都市計画決定されている計画延長 21,680mのうち、11,880mが整備済みであり、植栽延長は 17,797mとなっています。

国道 243 号はシラカバ並木が美しく、ロマンチック街道と呼ばれ、町民から愛されています。

表2-2-2 主要道路の現況と緑化の状況

種別	名称		延長 (m)	幅員 (m)	歩道 幅員 (m)	分離帯 有無	植栽 延長 (m)	植栽 形態	植栽 本数	主要樹種
	番号	路線名								
幹 線 街 路	3・4・1	美禽橋通	1,540	18	2.25	無	800	街路樹 形式	60	ナカド、 エンカイマツ
	3・4・2	平和通	2,050	18	2.25	〃	2,050	—	130	IV ヤマザクラ、 ニセアカシア
	3・3・3	桜通	3,600	15~ 22	2.25	〃	3,600	街路樹 形式	260	IV ヤマザクラ、 ニセアカシア
	3・3・4	旭通	2,650	16~ 22	2.50	〃	2,650	〃	220	ナカド、 アカゾノマツ オクシュウアカマツ
	3・3・5	新町大通	280	22	5.50	〃	277	〃	40	カエデ、 ヒメリンゴ、カラ ホク、ツツジ
	3・4・6	美英通	1,630	16	2.50~ 3.50	〃	190	〃	20	プラタナス
	3・5・7	栄通	2,420	15	3.00	〃	2,300	〃	310	イチヨウ、ナカド ゴヨウマツ、 カエデ、コブシ
	3・4・8	幸通	1,590	18	3.50	〃	1,590	〃	200	ニセアカシア、 ナカド
	3・5・9	東雲通	1,650	15	3.00	〃	1,650	〃	280	オクシュウアカマツ、 ナカド ザクラ、ゴヨウマツ
	3・4・10	公園通	1,950	16	3.50	〃	1,590	〃	2,020	イチヨウ、 IV ムササギツツジ
	3・3・11	学園通	1,100	22	3.50~ 4.50	〃	1,100	〃	170	イチ、ナカド オクシュウアカマツ、 ニセアカシア
	3・4・12	東2条通	530	16	2.50	〃	—	—	—	—
	3・6・13	元町通	530	11	2.00	〃	—	—	—	—
区画 街路	7・5・14	新町3丁目 通	160	14	2.00	〃	—	—	—	—
合計		14 路線	21,680				17,797			
		国道 243 号 (ロマンチック街道)	16,500			〃	14,500	街路樹 形式	2,500	シカバ

資料：平成 27 年 第2期美幌町都市計画マスタープラン

図2-2-3 主要道路の位置図（都市計画区域）

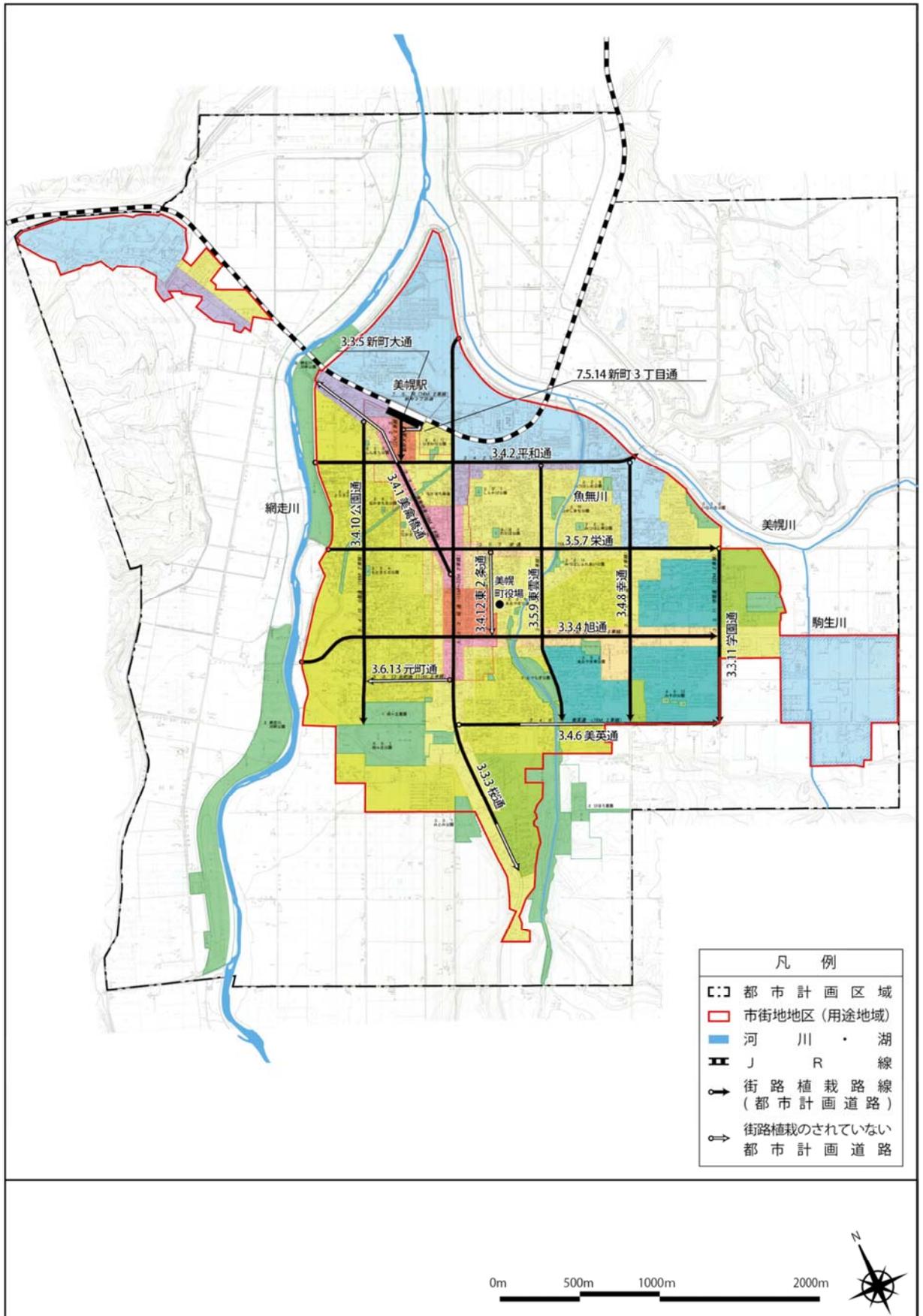
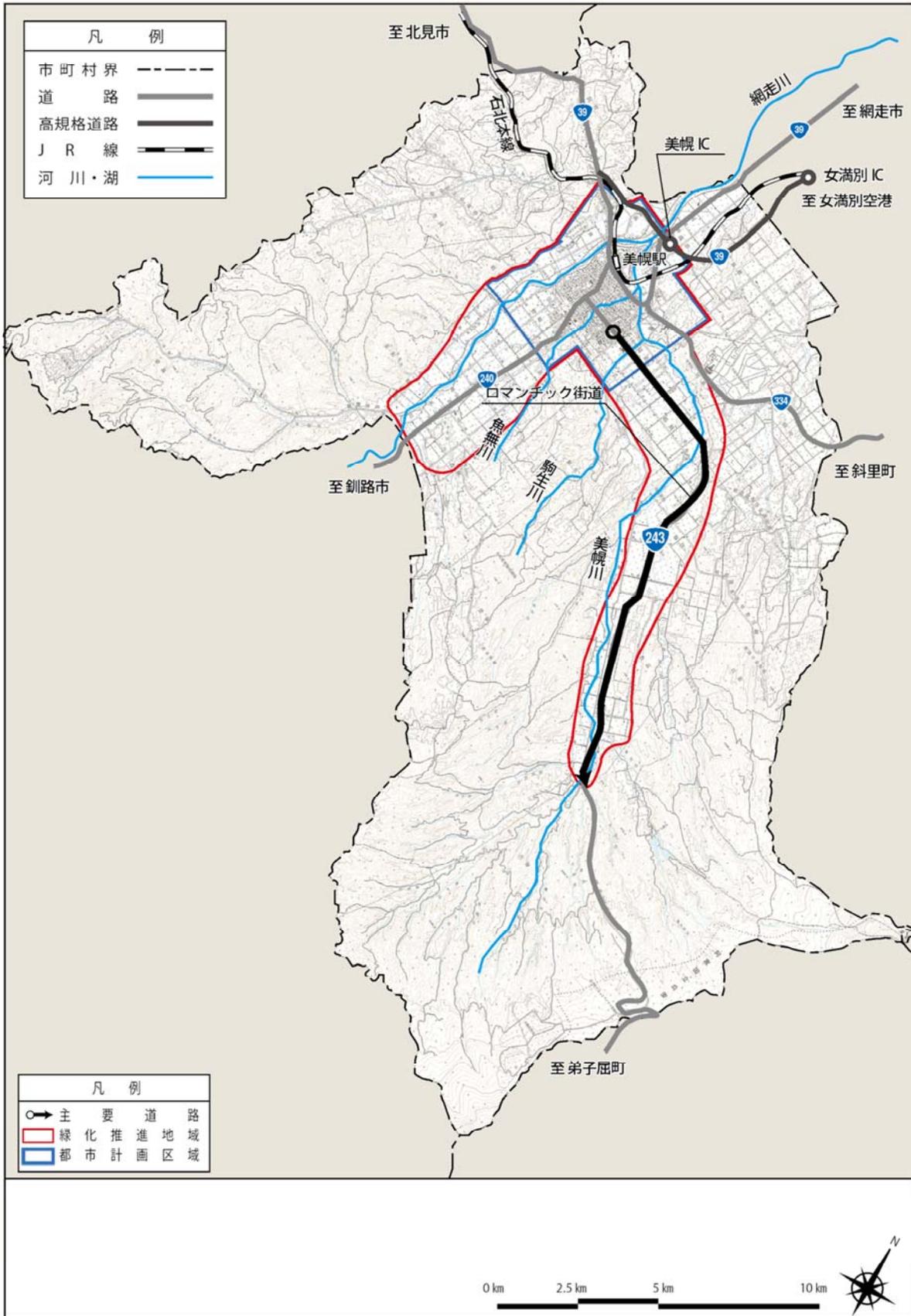


図2-2-4 主要道路の位置図（行政区）



## ②その他の社会基盤

## 1) 公営住宅

本町の公営住宅は、町営住宅8団地・69棟・736戸、借上公住8団地・8棟・59戸の計16団地・77棟・795戸であり、その他に道営住宅2団地・5棟・84戸の管理委託を受けており、これらの公営住宅に付帯している外構のうち、緑地帯やプレイロットが整備されている箇所を緑地の対象としています。

表2-2-3 公営住宅の現況（平成25年末現在）

対図番号	団地名	棟数	管理戸数(戸)	
①	町営	旭団地	6	102
②		美園団地	35	140
③		美英団地	3	12
④		美富団地	1	8
		美富団地(改良住宅)	7	134
⑤		仲町団地	4	80
⑥		南団地	10	180
⑦		三橋南団地	3	80
⑧	借上	メソッド・クワザキV	1	6
⑨		オアシスⅡ	1	9
⑩		ハイツトーマス	1	8
⑪		幸荘	1	6
⑫		タドポール	1	6
⑬		ファミリア	1	8
⑭		ポラリス	1	9
⑮		あっとほーむ	1	7
⑯	道営	鳥里道営住宅	4	54
⑰		新町道営住宅	1	30
合計		82	879	

資料：平成27年 第2期美幌町都市計画マスタープラン

2) 公共公益施設

本町の公共公益施設は、下表に記すとおり施設が整備されており、公共公益施設に付帯している外構のうち、緑地帯を緑地の対象としています。

表2-2-4 公共公益施設の現況

区分	対図番号	施設名	区分	対図番号	施設名
行政サービス施設	①	美幌町役場	コミュニティ施設	⑰	マナビティーセンター
	②	美幌警察署		⑱	美幌町民会館
	③	美幌・津別広域事務組合		⑲	トレーニングセンター
	④	仲町交番		⑳	スポーツセンター
	⑤	上美幌駐在所		㉑	コミュニティセンター
	⑥	福住駐在所		㉒	B&G 海洋センター
学校・教育施設	⑦	美幌小学校		㉓	あさひ体育センター
	⑧	東陽小学校		㉔	保健福祉総合センター
	⑨	旭小学校		㉕	美幌保育園
	⑩	美幌中学校		㉖	東陽保育園
	⑪	美幌北中学校		㉗	中央保育所
	⑫	美幌高等学校		㉘	上美幌保育所
	⑬	美幌大谷幼稚園		㉙	福住保育所
	⑭	認定こども園美幌藤幼稚園	㉚	田中保育所	
	⑮	美幌町図書館	㉛	美幌町立国民健康保険病院	
	⑯	美幌博物館	㉜	美幌療育病院	
		㉝	特別養護老人ホーム 緑の苑		

3) 民間施設

本計画で対象となる民間施設に付帯する緑地は美幌神社とします。

図2-2-5 公営住宅・公共公益施設の位置図（都市計画区域）

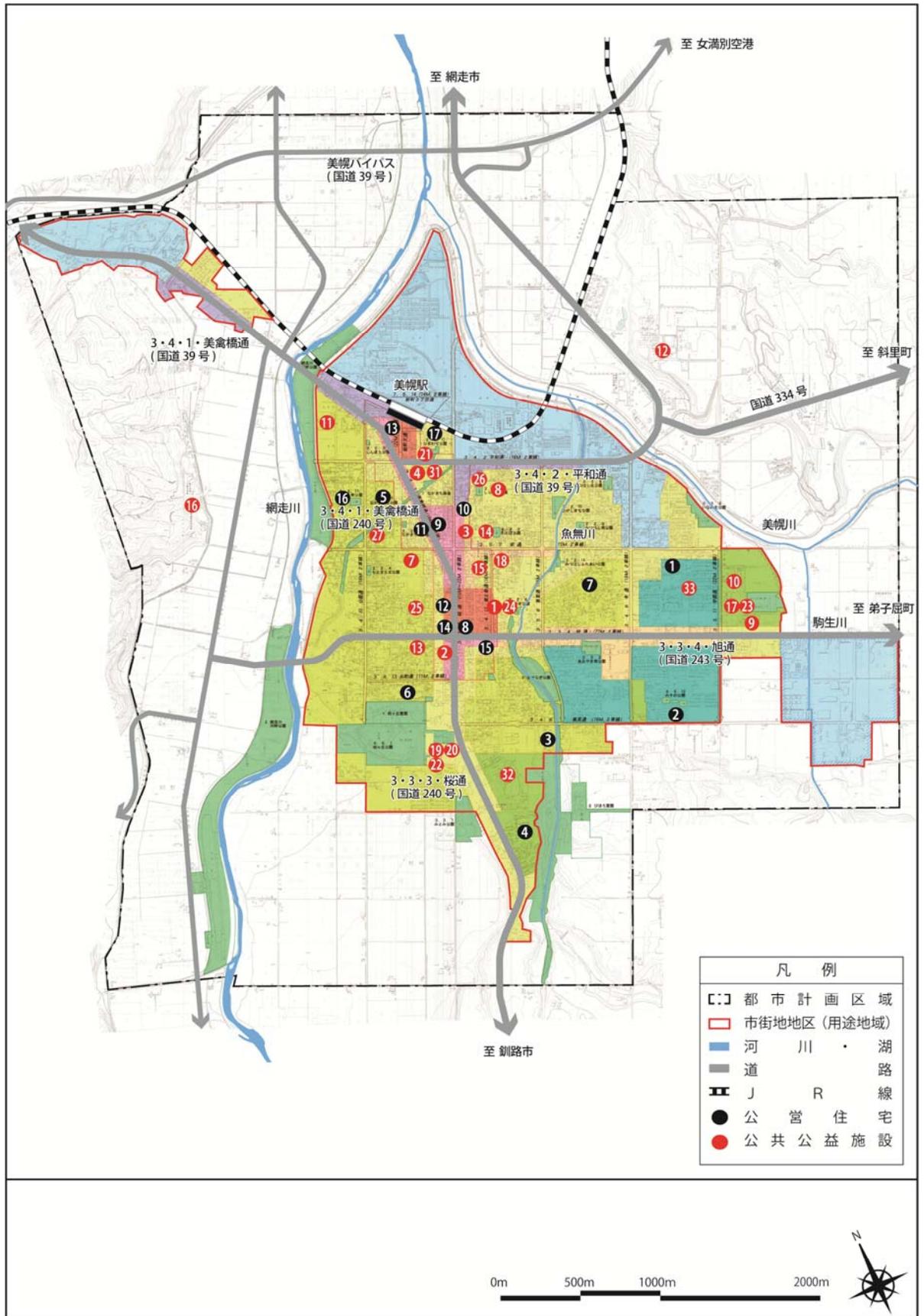
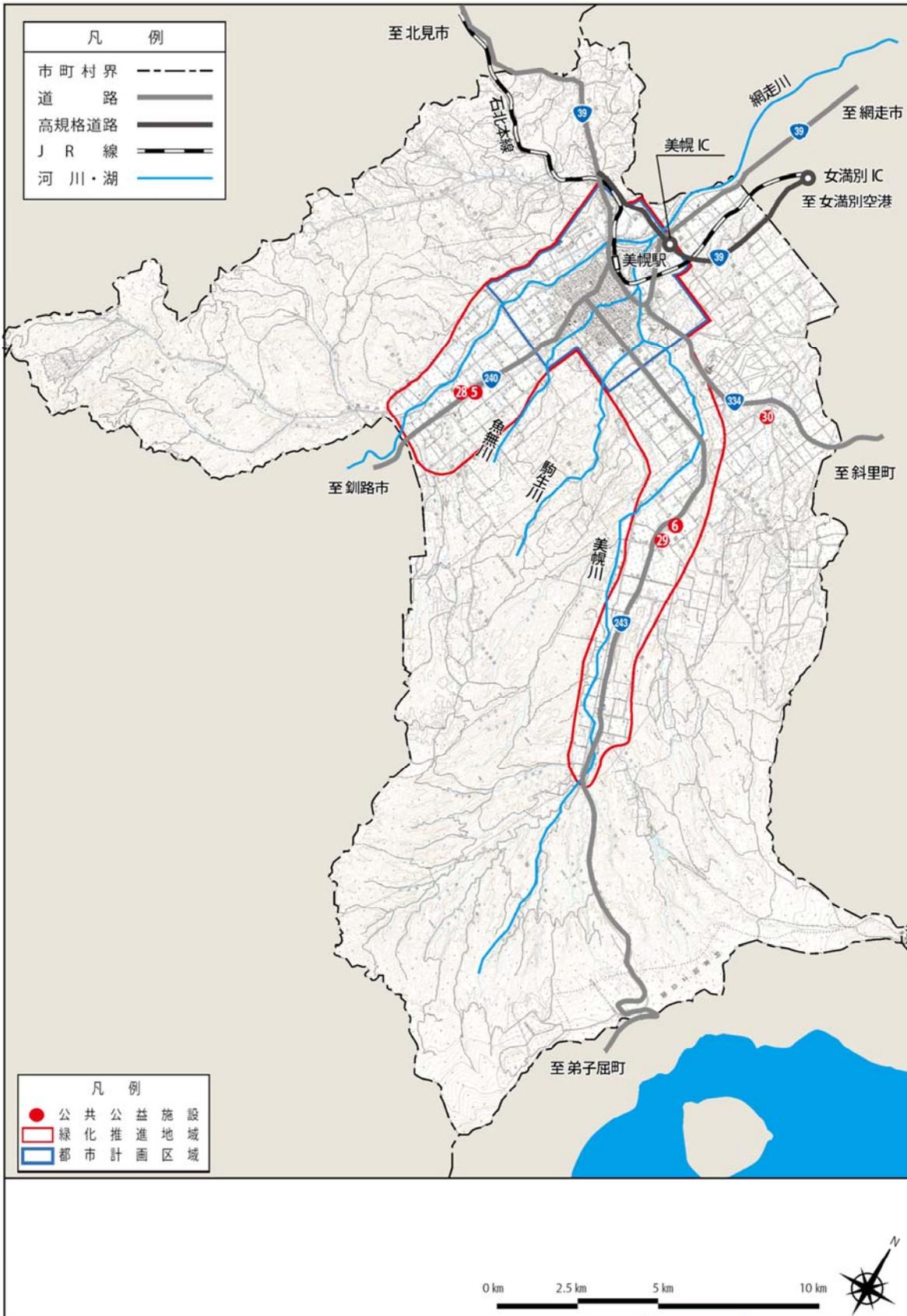


図2-2-6 公共公益施設の位置図（行政区域）



## 4) 避難所

「美幌町地域防災計画」では、災害時における避難場所を指定しており、避難所は24カ所、収容可能人員7,387人、避難場所は41カ所となっています。

ここでは、避難場所における緑地帯を緑地の対象としています。

表2-2-5 避難場所（屋外）の現況

対図 番号	名称	対図 番号	名称
①	あおやま南公園	⑳	美富団地内公園
②	青稲地区ふれあい会館駐車場	㉑	あさひ広場公園
③	みなみまち広場	㉒	みどりの村駐車場
④	木ノ池ノ駐車場	㉓	報徳地区農作業準備休憩施設前庭
⑤	美幌小学校グラウンド	㉔	田中地区農作業準備休憩施設前庭
⑥	あおやま公園	㉕	ひなみ地域センターグラウンド
⑦	町民会館駐車場	㉖	古梅総合センターグラウンド
⑧	仲町中央集会室前庭	㉗	旧福豊小学校グラウンド
⑨	東陽小学校グラウンド	㉘	都橋地区構造改善センター駐車場
⑩	ひまわり公園	㉙	駒生ふれあいセンター駐車場
⑪	コミュニティセンター前庭	㉚	みとみ公園
⑫	北中学校グラウンド	㉛	母と子の家前庭
⑬	ひがしまち公園	㉜	美幌みらい農業センター前庭
⑭	みつはし北公園	㉝	旧上美幌小学校グラウンド
⑮	みつはしふれあい公園	㉞	登栄集会室前庭
⑯	美幌中学校グラウンド	㉟	旧栄森自然の家前庭
⑰	いなみ北公園	㊱	美和南会館前庭
⑱	美幌高校前庭	㊲	美和北会館前庭
㉑	旭小学校グラウンド	㊳	昭野会館前庭
㉒	みその公園	㊴	高野構造改善センター前庭
		㊵	豊岡自治会館前庭

資料：平成26年 美幌町地域防災計画

図2-2-7 避難場所の位置図（都市計画区域）

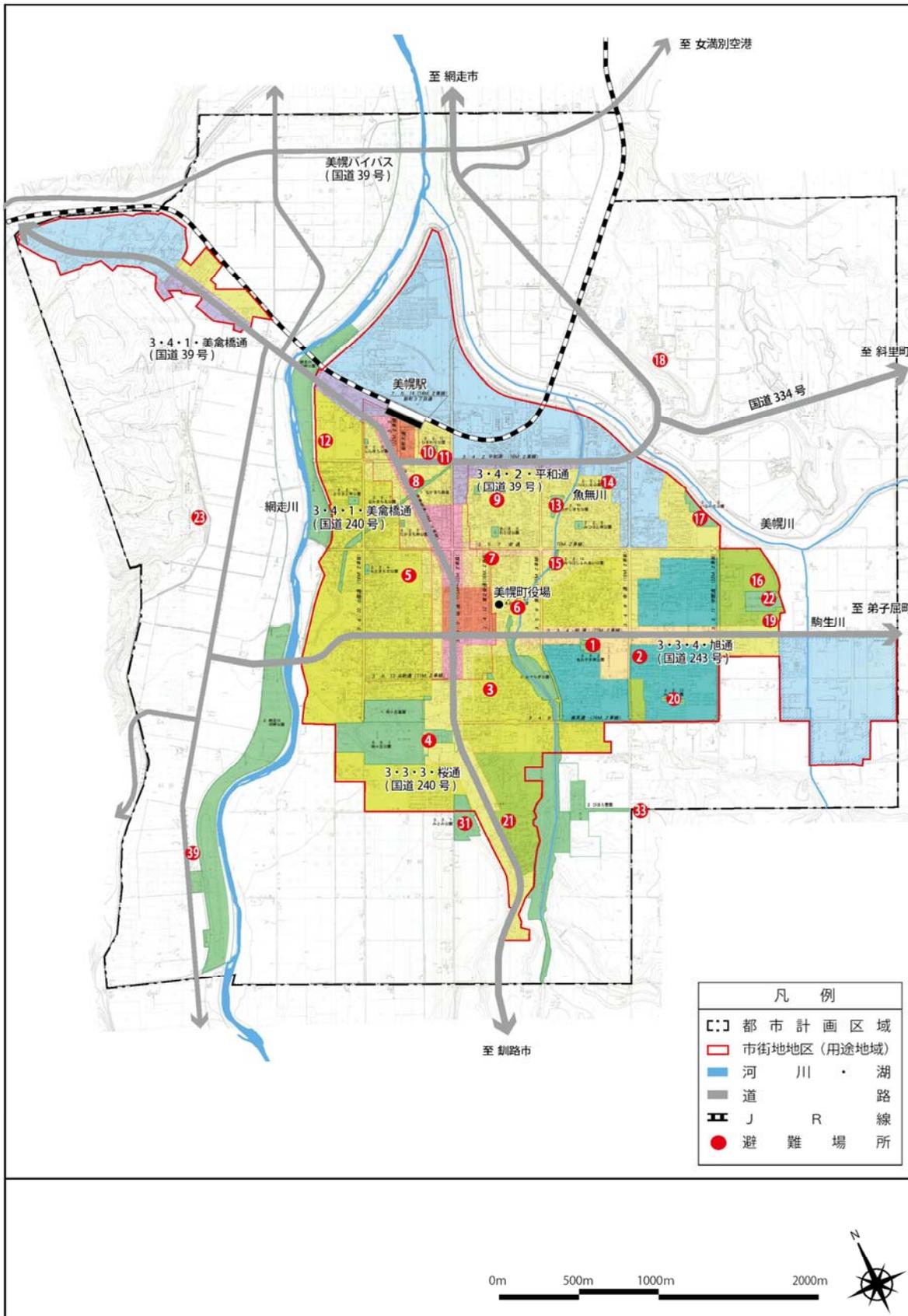
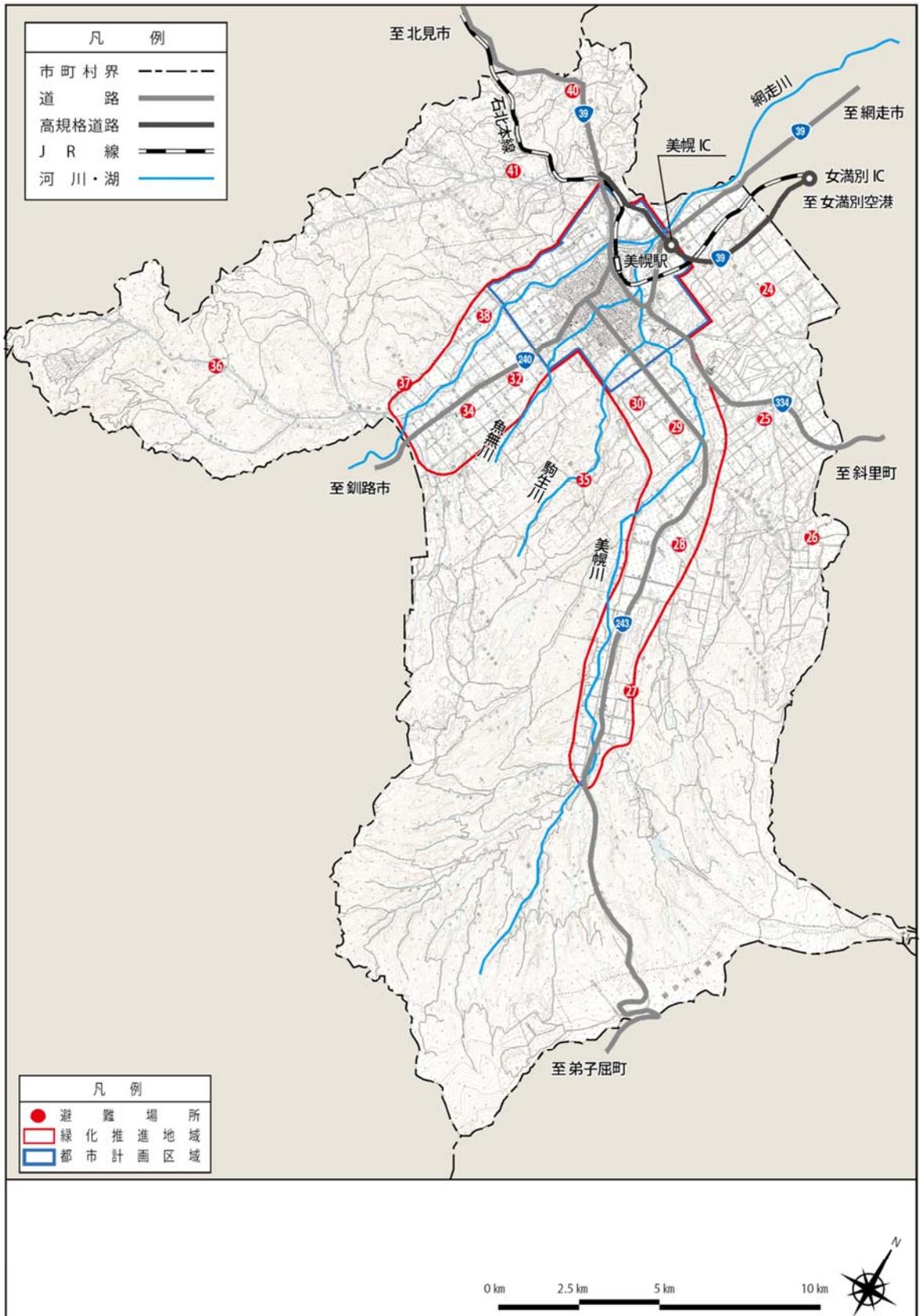


図2-2-8 避難場所の位置図（行政区域）



### 2-3 緑の現況量

#### (1) 緑の現況調査の目的

緑の現況調査は、都市計画区域内における緑地の量を把握するために、樹林や草地で覆われた面積の割合を出すことを目的とし、その割合を緑被率をとといいます。

緑被率は緑の量を平面的に捉えることができるため、本町における緑の量の目安となります。

#### ■緑被率の算定方法

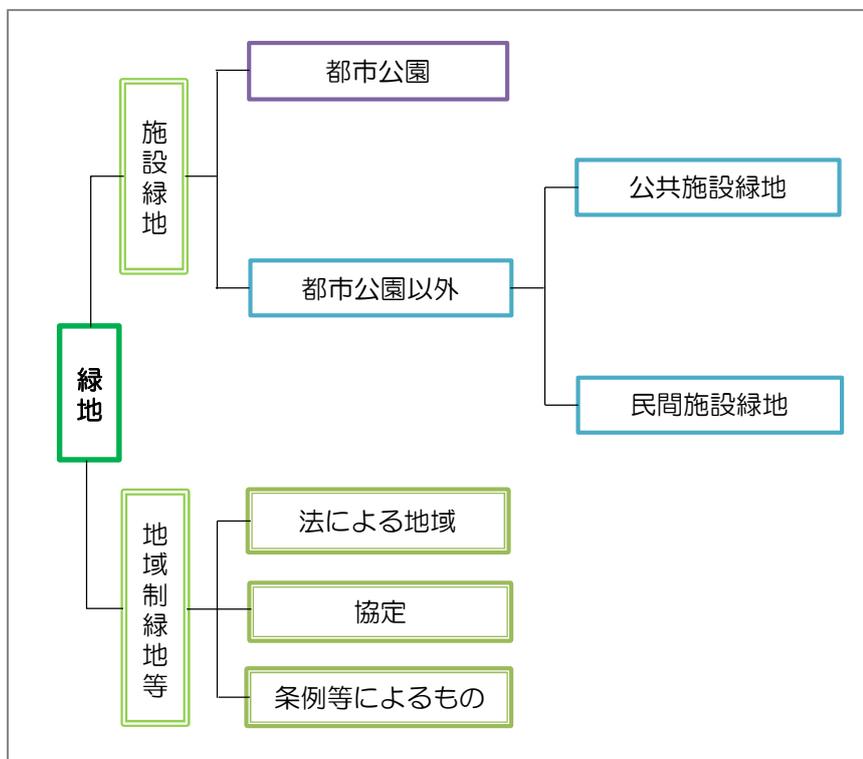
$$\text{緑地面積} / \text{都市計画区域 (2500ha)} = \text{緑被率 (\%)}$$

#### (2) 調査内容

緑地面積については、航空写真と現地による調査より、緑の広がり把握し、それらを図面上にプロットした際の面積値を使用しています。

また、緑地は下記の図のように、施設緑地と地域制緑地に分類され、さらに細分化されます。

図 2-3-1 緑地分類



■施設緑地と地域制緑地の分類について

図 2-3-1 の緑地分類における施設緑地と地域制緑地等について対象施設を詳細分類すると、以下のような施設が対象となります。

表2-3-1 施設緑地と地域制緑地

緑地の種類		対象となる施設	
施設 緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの	
	都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設 <sup>※1</sup> 公共公益施設における植栽地等 <sup>※2</sup>
		民間施設緑地	市民緑地、公開空地、市民農場（上記以外）、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド、寺社境内地、民間の屋上緑化の空間等
緑地	地域制 緑地等	法によるもの	緑地保全地域（都市緑地法） 特別緑地保全地区（都市緑地法） 風致地区（都市計画法） 生産緑地地区（生産緑地法） 自然公園（自然公園法） 自然環境保全地域（自然環境保全法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法） 名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財（文化財保護法）等
		協定によるもの	緑化協定（都市緑地保全法）
		条例等によるもの	条例・要項・契約・協定等による緑の保全地区や緑の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、道や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの 等

※1 都市公園を除く公共空地、国民公園、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、道路環境施設帯及び植樹帯、地方自治体設置または市町村条例設置の公園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地、農業公園、児童遊園、市町村が運営している運動場やグラウンド、こどもの国、ちびっこ広場、青少年公園 等

※2 学校の植栽地、下水処理場等の付帯緑地、道路環境施設帯及び植樹帯、その他の公共公益施設における植栽地 等

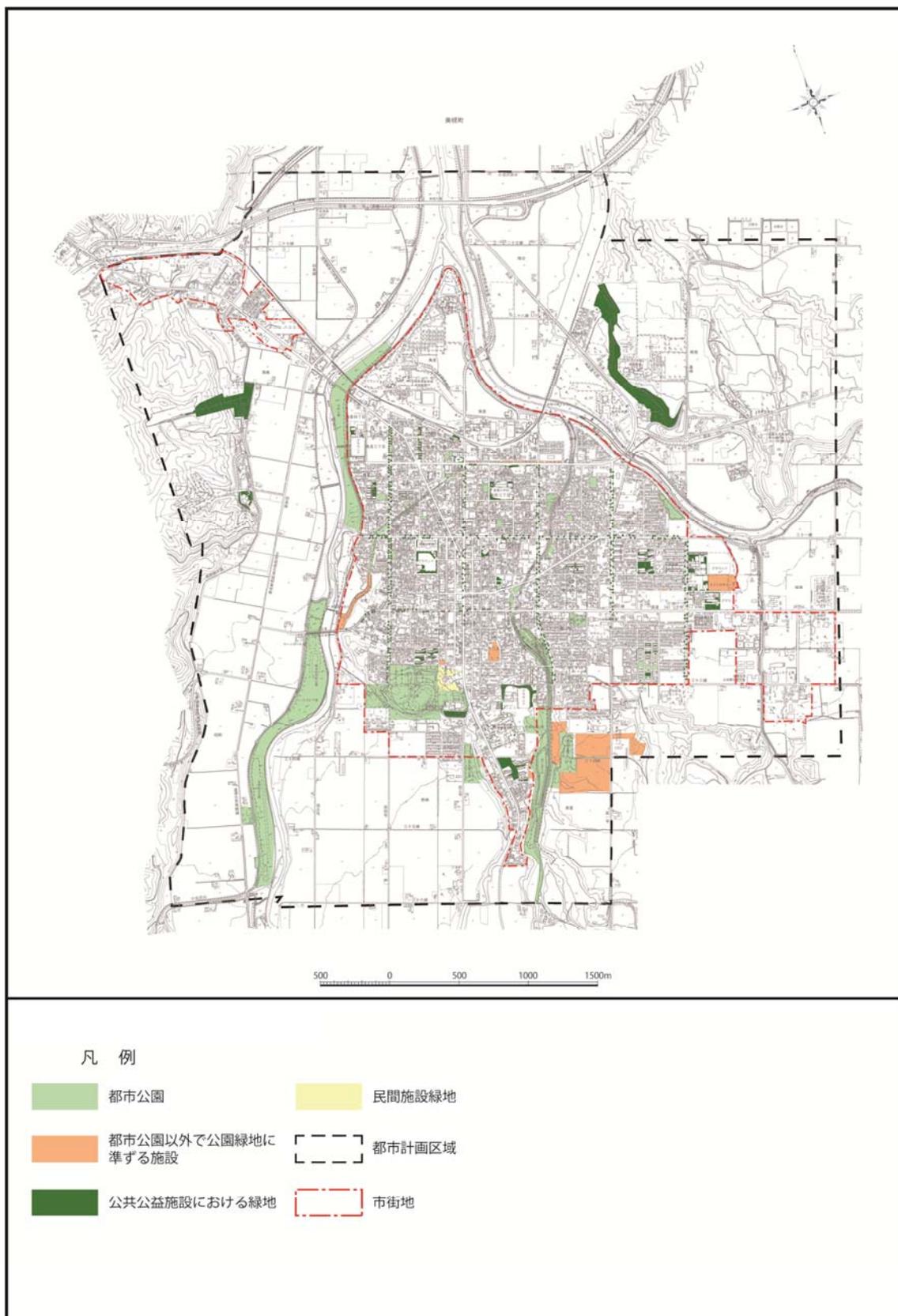
資料：緑の基本計画ハンドブックより

(3) 調査結果

①施設緑地の現況

施設緑地を凡例にならって着色すると、以下の図のようになります。

図2-3-2 施設緑地の緑地現況図



①-1) 施設緑地の集計

市街地内の緑地及び、市街地を含む都市計画区域内における種別ごとの緑地をそれぞれ集計した後、市街地と都市計画区域の面積から緑被率を算出しました。

表2-3-2 施設緑地における緑被率

種別				平成28年						
				市街地			都市計画区域			
				箇所数	面積 (ha)	緑被率 (%)	箇所数	面積 (ha)	緑被率 (%)	
緑地	施設緑地	都市公園	基幹公園	街区公園	14	3.82	0.51	14	3.82	0.15
			近隣公園	3	5.80	0.77	3	5.80	0.23	
			運動公園	1	15.20	2.02	1	15.20	0.61	
			都市緑地	1	1.90	0.25	3	59.78	2.39	
			墓園	1	5.00	0.66	2	10.40	0.42	
	都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設		8	5.85	0.78	10	21.58	0.86
			公共公益施設における 植栽地等	公共公益施設	31	9.19	1.22	34	27.18	1.09
				街路樹(路線)	11	8.85	1.18	11	8.85	0.35
			民間施設緑地		1	1.80	0.24	1	1.80	0.07
			施設緑地合計		71	57.41	7.63	79	154.41	6.18
区域面積(ha)				752			2,500			

※市街地面積は平成28年4月1日現在の752haとします。

上記の表より、市街地と都市計画区域の緑被率の合計を見ると、都市計画区域が市街地よりも緑地の割合が少ないことが分ります。

①-2) 都市公園の集計

施設緑地における都市公園の緑地は供用している面積とし、種別に集計しました。下表より、網走川河畔公園とせせらぎ公園の面積が突出していることが分ります。

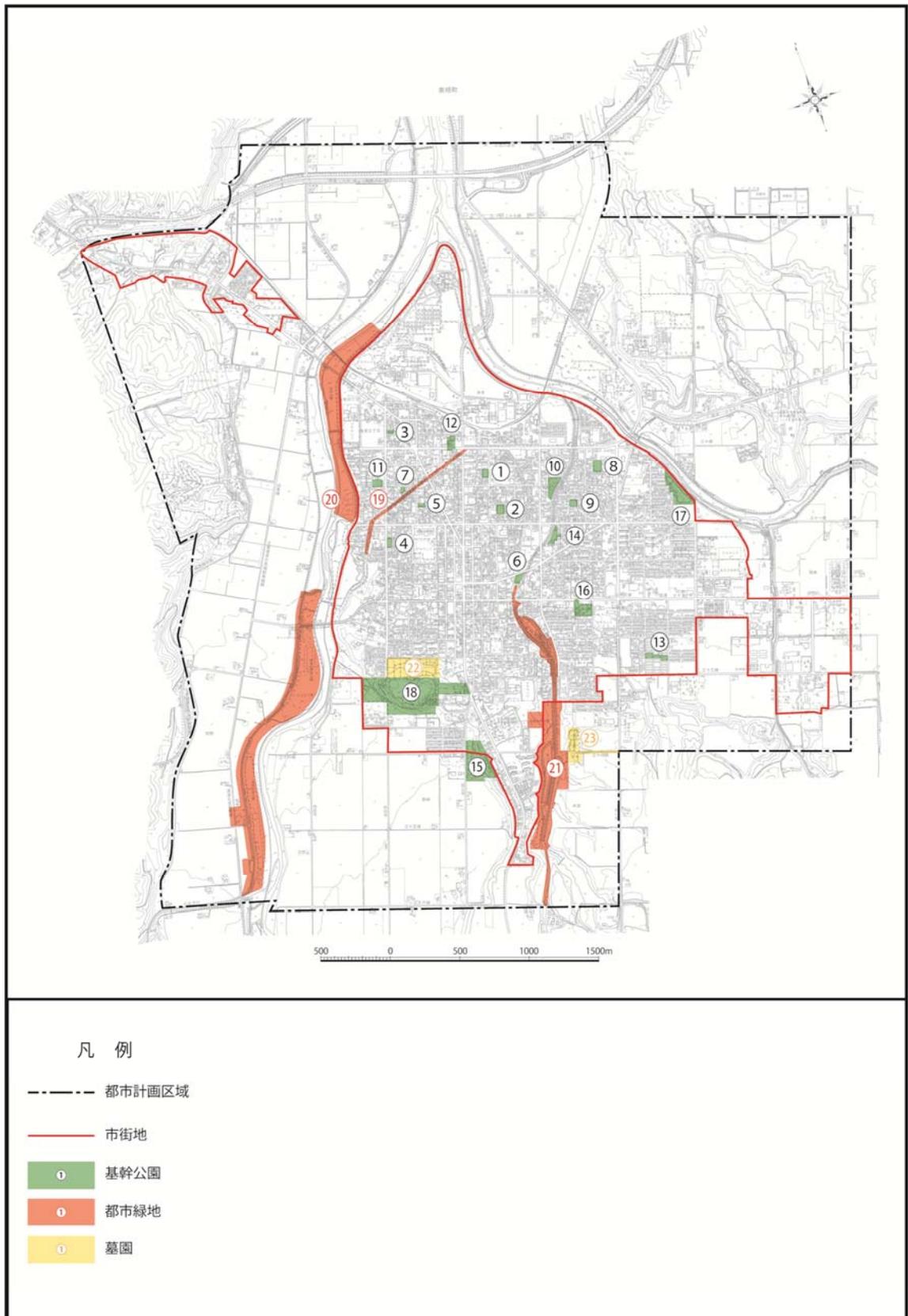
表2-3-3 都市公園面積

種別	図面番号	名称	面積(ha)	
基幹公園	①	しらかば公園	0.22	
	②	わかば公園	0.27	
	③	しんまち公園	0.07	
	④	もとまち北公園	0.17	
	⑤	なかまち南公園	0.12	
	⑥	あおやま公園	0.24	
	⑦	なかまち北公園	0.09	
	⑧	みつはし北公園	0.41	
	⑨	みつはし南公園	0.22	
	⑩	ひがしまち公園	0.69	
	⑪	とりさと南公園	0.29	
	⑫	ひまわり公園	0.24	
	⑬	みその公園	0.39	
	⑭	みつはしふれあい公園	0.40	
	街区公園小計(14ヶ所)			3.82
	近隣公園	⑮	みとみ公園	3.20
		⑯	あおやま南公園	1.00
		⑰	いなみ北公園	1.60
近隣公園小計(3ヶ所)			5.80	
運動公園 (1ヶ所)	⑱	柏ヶ丘公園	15.20	
基幹公園合計(18ヶ所)			24.82	
都市 緑地	⑲	なかまち緑道	1.90	
	⑳	網走川河畔公園	33.98	
	㉑	せせらぎ公園	23.90	
緑地合計(3ヶ所)			59.78	
墓園	㉒	柏ヶ丘霊園	5.00	
	㉓	びほろ霊園	5.40	
墓園合計(2ヶ所)			10.40	

※公園の位置は図2-3-3 都市公園位置図を参照

都市公園の位置を示した下図より、市街地中心は街区公園が多く、市街地周辺には面積の大きな都市公園が点在していることが分ります。

図2-3-3 都市公園位置図



①-3) 公共施設緑地の集計

①-3)-1 公共施設緑地において、公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設の集計

都市公園以外の緑地で公園の機能を有する緑地については下表のとおりです。

表2-3-4 都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設

種別	図面番号	名称	面積(ha)	
街区公園 (4ヶ所)	①	ライラック公園	0.13	
	②	みなみまち公園	0.13	
	③	みどりが丘公園	0.12	
	④	あさひ公園	0.04	
緑地 (4ヶ所)	⑤	あさひ広場公園	2.69	
	⑥	なかまち緑道	元町	1.59
	⑦		国道39号沿	0.35
	⑧	びほろ霊園(未利用地)	2.90	
都市公園を除く 公共空地 (1ヶ所)	⑨	東2条南2丁目1-1	0.80	
公共団体が設置 している研究農園 (1ヶ所)	⑩	みらい農業センター	12.83	
合計(10ヶ所)			21.58	

※公園の位置は図2-3-4 都市公園以外の公園緑地と公共公益施設における植栽地等の位置図を参照

①-3) -2 公共公益施設緑地における植栽地等の集計  
植栽地を付帯する公共公益施設は下表のとおりです。

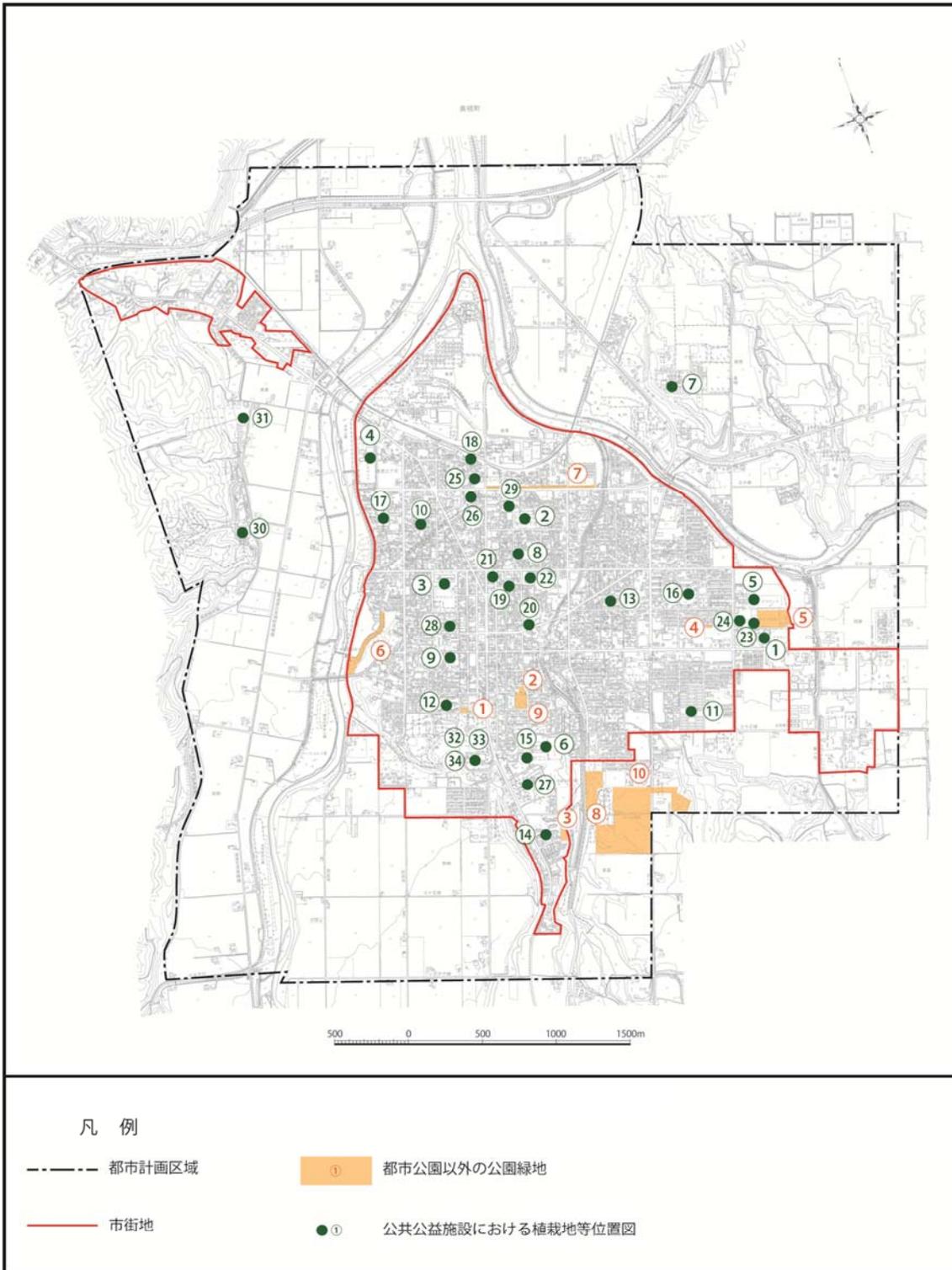
表2-3-5 公共公益施設における植栽地等

種別	図面番号	名称	面積(ha)
学校植栽	①	旭小学校	0.61
	②	東陽小学校	0.45
	③	美幌小学校	0.72
	④	美幌北中学校	0.22
	⑤	美幌中学校	0.54
	⑥	旧美幌中学校	0.95
	⑦	美幌高等学校	11.54
	⑧	認定こども園美幌藤幼稚園	0.03
	⑨	美幌大谷幼稚園	0.01
合計(9ヶ所)			15.07
公営住宅周辺(町)	⑩	仲町団地	0.08
	⑪	美園団地	0.49
	⑫	南団地	0.41
	⑬	三橋南団地	0.16
	⑭	美富団地(改良住宅)	1.30
	⑮	美英団地	0.08
	⑯	旭団地	0.82
道営住宅	⑰	鳥里道営住宅	0.35
	⑱	新町道営住宅	0.10
合計(9ヶ所)			3.79
公共公益施設に 付帯する緑地	⑲	美幌町図書館	0.12
	⑳	美幌町役場・保健福祉総合センター	0.19
	㉑	美幌町役場別館	0.01
	㉒	美幌町民会館	0.04
	㉓	あさひ体育センター	0.16
	㉔	マナビティーセンター	0.14
	㉕	コミュニティセンター	0.08
	㉖	美幌町立国民健康保険病院	0.03
	㉗	美幌療育病院	0.30
	㉘	美幌保育園	0.02
	㉙	東陽保育園	0.02
	㉚	美幌博物館	0.54
	㉛	リリー山スキー場	5.91
	㉜	トレーニングセンター	0.76
	㉝	スポーツセンター	
	㉞	B&G海洋センター	
合計(16ヶ所)			8.32
公共公益施設における 植栽地等の合計(34ヶ所)			27.18

※施設の位置は図2-3-4 都市公園以外の公園緑地と公共公益施設における植栽地等の位置図を参照

公共公益施設に含まれる「都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設」と、「植栽地等」の位置図は下図のとおりです。

図 2-3-4 都市公園以外の公園緑地と公共公益施設における植栽地等の位置図



## ①-3) -3 街路樹植栽の集計

街路樹の面積は、航空写真から確認できる街路樹の葉や枝の広がり（葉張り及び枝張り）とみなし、11路線の街路樹を集計しました。

表2-3-6 街路樹植栽

種別	図面番号	路線名	
街路樹	①	美禽橋線	8.85
	②	平和通	
	③	桜通	
	④	旭通	
	⑤	新町大通	
	⑥	美英通	
	⑦	栄通	
	⑧	幸通	
	⑨	東雲通	
	⑩	公園通	
	⑪	学園通	
合計(11路線)			8.85

※路線の位置は図2-3-5 街路樹・民間施設緑地の位置図を参照

## ①-3) -4 民間施設緑地の集計

都市計画区域内における民間施設の緑地は、美幌神社の1か所のみとなっています。

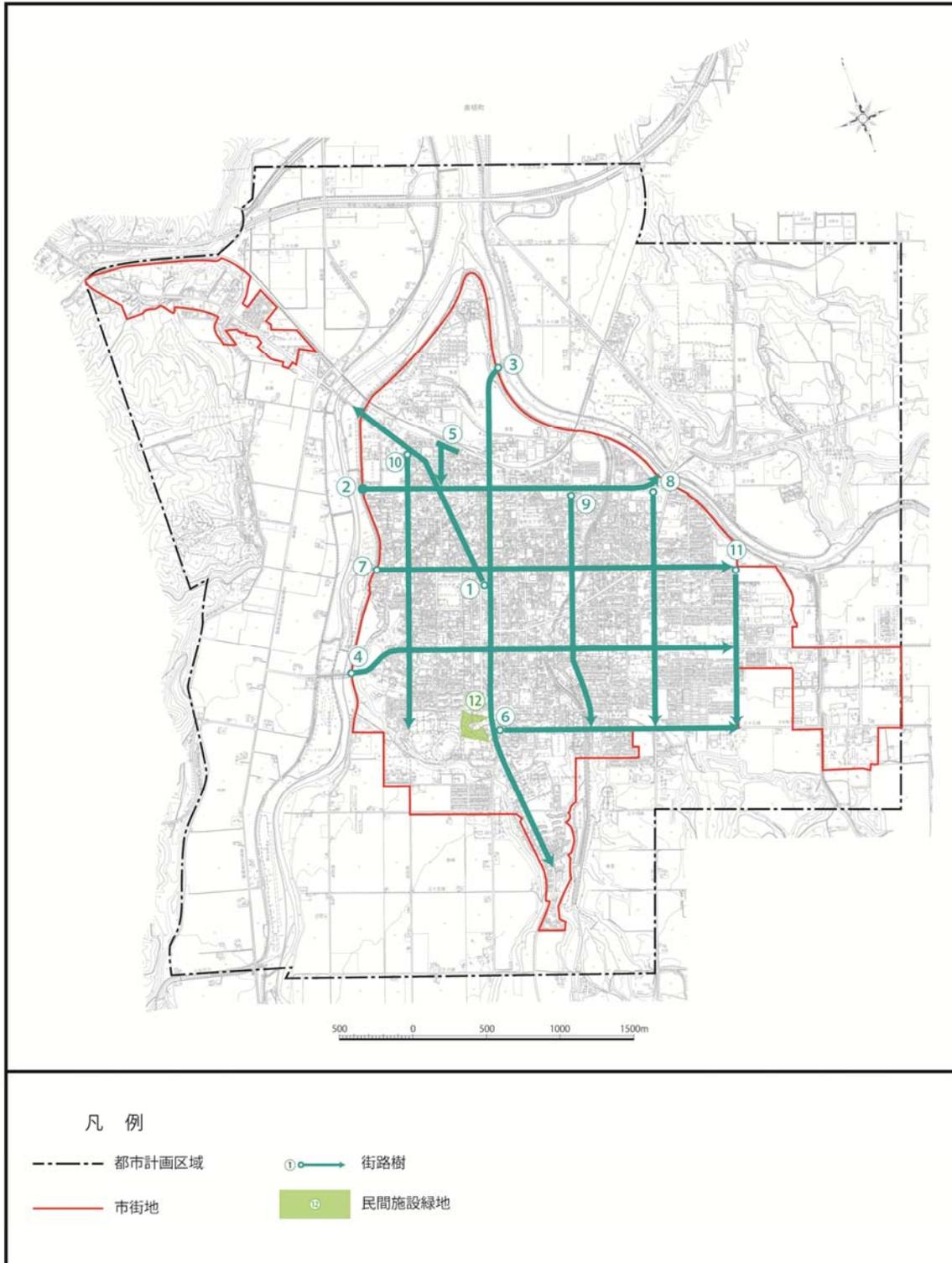
表2-3-7 民間施設緑地

種別	図面番号	名称	面積(ha)
民間施設緑地	⑫	美幌神社	1.80
民間施設緑地合計(1ヶ所)			1.80

※路線の位置は図2-3-5 街路樹・民間施設緑地の位置図を参照

街路樹と民間施設緑地についての位置図は下図のとおりです。

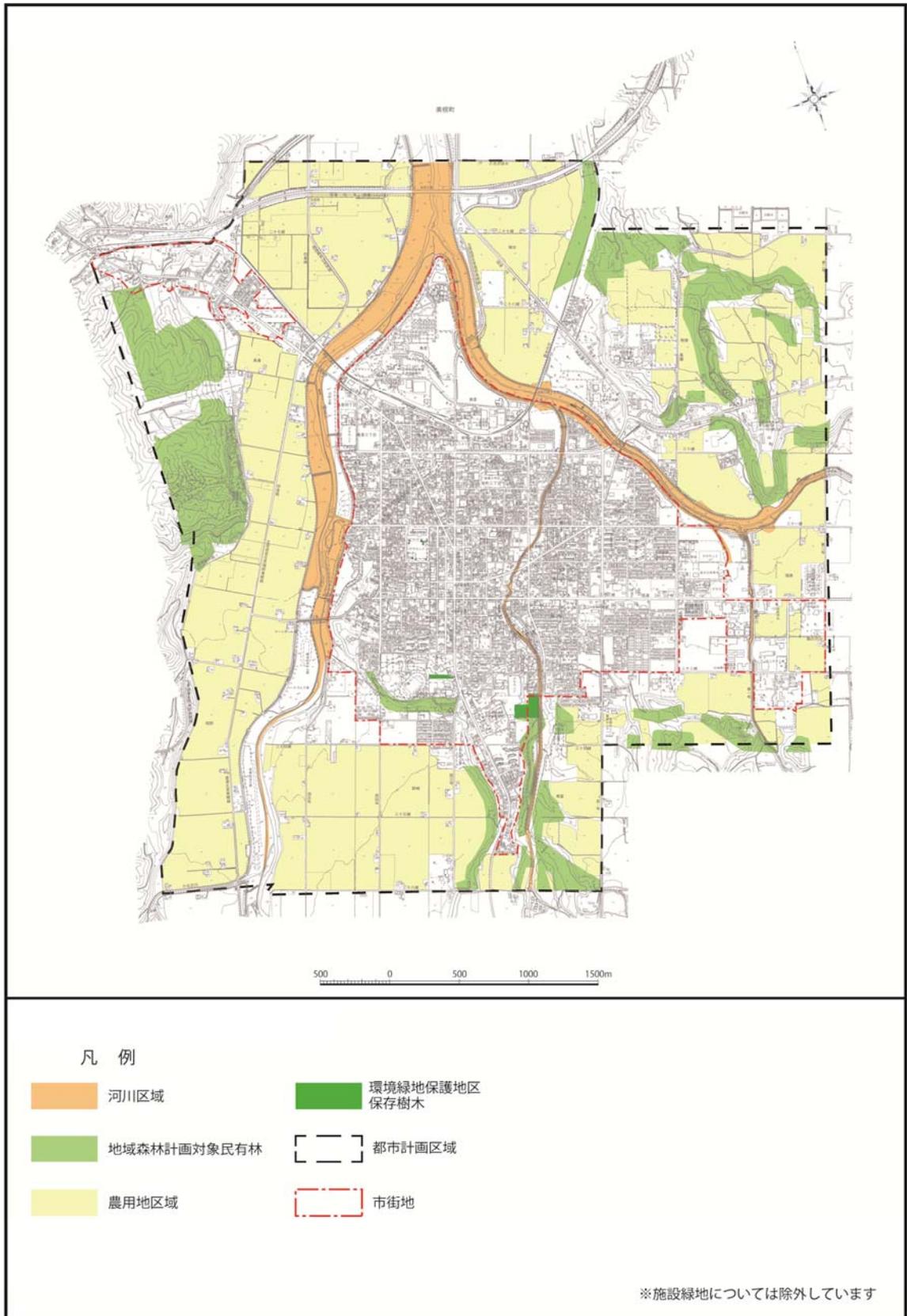
図 2-3-5 街路樹・民間施設緑地の位置図



② 地域制緑地の現況

地域制緑地を凡例にならって着色すると、下図のようになります。

図 2-3-6 地域制緑地の緑地現況図



②-1) 地域制緑地の集計

前項の地域性緑地の緑地現況図より、面積と緑被率を算出した結果は下表のとおりです。

表2-3-8 地域制緑地における緑被率

種別			平成28年					
			市街地			都市計画区域		
			箇所数	面積	緑被率	箇所数	面積	緑被率
				(ha)	(%)		(ha)	(%)
緑地	地域制緑地	河川区域	2	7.29	0.97	4	164.50	6.58
		保安林	-	-	-	-	-	-
		地域森林計画対象民有林	-	6.67	0.89	-	255.43	10.22
		農用地区域	-	-	-	-	847.00	33.88
	条例等によるもの	環境緑地保護地区	2	1.40	0.19	2	2.93	0.12
		保存樹木	2	0.13	0.02	3	0.47	0.02
地域制緑地合計			6	15.49	2.06	9	1,270.33	50.81
区域面積(ha)			752			2,500		

※市街地面積は平成28年4月1日現在の752haとします。

上記の表より、市街地における緑被率はやや少ない結果となりましたが、都市計画区域内を見ると区域内の半分が緑で覆われていることが明らかになりました。

②-2) 法によるものの集計

各種法律によって指定されている緑地については以下のとおりです。

表2-3-9 法律による緑地

区分	名称	面積 (ha)	小計 (ha)
河川区域	網走川	100.12	164.50
	美幌川	51.35	
	駒生川	2.61	
	魚無川	10.42	
保安林	-	-	-
地域森林計画対象民有林	-	255.43	255.43
農用地区域	-	847.00	847.00
合計			1,266.93

## ②-3) 条例等によるものの集計

保護条例等によって指定されている緑地については下表のとおりです。

表2-3-10 環境緑地保護地区

種別	名称	面積(ha)
環境緑地保護地区	美英環境緑地保護地区	0.50
	美富環境緑地保護地区	2.43
環境緑地保護地区合計(2ヶ所)		2.93

環境緑地保護地区(北海道自然環境等保全条例第22条第1項)とは、市町村の市街地及びその周辺のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区をいい、北海道が北海道自然環境等保全条例に基づき、地区を指定しています。

表2-3-11 保存樹木

種別	名称	本数	面積(ha)
保存 樹木	イチイ(町有)	2本	-
	カシワ(町有)	9本	-
	ベニバナヤマシャクヤク (町有)	約140株	-
保存樹木合計(3ヶ所)		-	0.47

ベニバナヤマシャクヤクは、近い将来絶滅するのではないかと危惧されているため、美幌町文化財保護条例に指定され大切に保護されています。

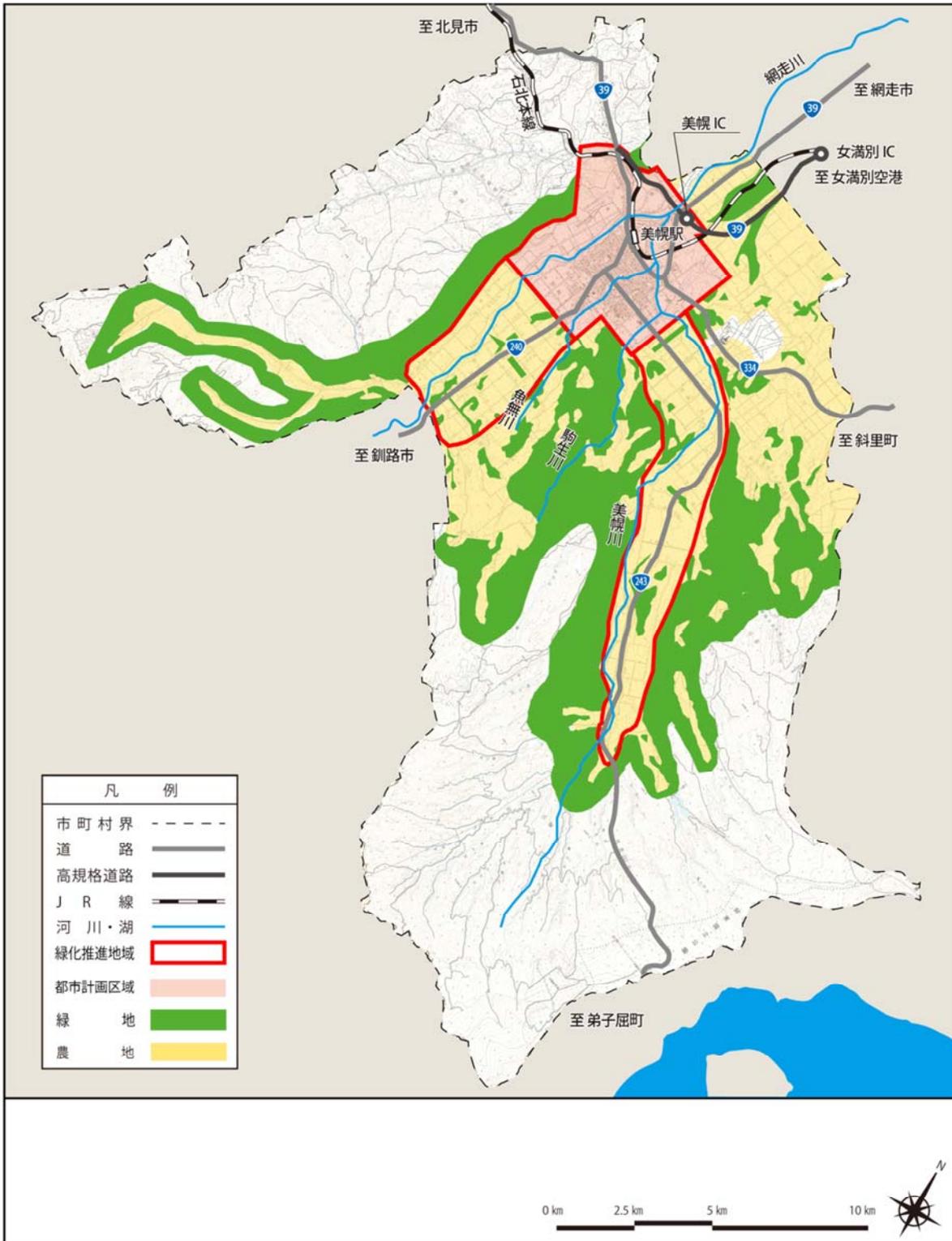


ベニバナヤマシャクヤク  
資料：美幌博物館ホームページ

③ 都市計画区域外の現況

緑化推進地域（都市計画区域以外）における緑地を着色すると、下図のようになります。

図 2-3-7 都市計画区域外の緑地現況図



## ③-1) 都市計画区域外の集計

前項の都市計画区域外の緑地現況図より、面積と緑被率を算出した結果は下表のとおりです。

表2-3-12 都市計画区域外による緑地

種別		平成 28 年		
		都市計画区域外		
		箇所数	面積	緑被率
(ha)	(%)			
緑地	緑地	-	361	8.00
	農地	-	4,179	92.00
都市計画区域外緑地合計		-	4,540	100.00
区域面積(ha)		4,540		

都市計画区域内における緑地面積は除外しています

#### (4) 緑化に関する活動

##### ■美幌町花樹育苗センターの設置及び花苗の配布

花苗 10万本の供給体制を整えることなどを目的として設置された「美幌町花樹育苗センター」（以下「花樹育苗センター」とします。）では、毎年、マリーゴールド、サルビアなどの花苗を育成しており、ここで育てられた花苗は、希望する自治会、公共施設などに配布され、花壇整備など町内の景観向上に役立てられています。

##### ■住民団体による緑化活動

「美幌町フラワーマスター連絡協議会」による公共施設への花壇造成や、住民へのガーデニング指導、「桜の名所を創る会」による桜の植樹活動など、地域住民が主体となった緑化活動が実施されています。

##### ■自然観察会の実施

自然についての理解を深める学習・交流の場を提供するため、行政や住民団体による町民を対象とした自然観察会を実施しています。

##### ■緑の募金活動の実施

町内に所在する企業、団体等による職場募金のほか、地域住民（団体）の協力を得て実施する街頭募金、さらには、町内の中学生たち独自の活動による街頭募金の実施などといった、緑の募金活動が積極的に展開されており、これらの活動は、町民の緑化に対する理解と認識を深めることにつながっています。

## 2-4 計画課題

### (1) 社会的課題

全国的な社会的課題として、人口減少・少子高齢化の進展とこれに伴う地域活力の低下、度重なる災害の発生、温暖化等といった地球規模の環境問題など様々なものがあり、その対応が急務となっています。

本町の緑づくりにおいてもこれらの社会的課題と関連した対応が重要な要素となっています。

#### ■人口減少・少子高齢化への対応

本町における、人口減少、少子高齢化の傾向は顕著であり、第6期美幌町総合計画においても、平成38年度(2026年度)の目標年次における人口は18,000人(H27は20,300人)、高齢化比率は35.8%(H22は27.6%)と予測されています。

このような将来予測を踏まえると、今後の緑づくりにおいては、人口構成、ライフスタイルの変化や市民のニーズに柔軟に対応することや、公共空間のバリアフリー化、限られた財政の中で、新たな施設整備よりも既存ストックの有効活用により、人口減少や少子高齢化に対応していく必要があります。

#### ■防災・減災への対応

近年、全国で激甚な地震や河川氾濫、土砂災害等が発生しており、安全・安心なまちづくりを進める上で防災、減災への取り組みは最も重要な課題となっています。

山地や丘陵の樹木は、土砂災害や河川氾濫等の自然災害を未然に防止する重要な資源であり、都市の公園・緑地は災害時の避難場所として重要です。また、都市内の街路や河川の樹木は火災時の延焼防止帯としての役割を有することから、このような緑地空間の効用を最大限に活用するとともにその充実を図り、防災・減災に対応していく必要があります。

#### ■環境問題への対応

森林は、水源の涵養による国土の保全、多様な生物の生息地の確保、二酸化炭素の固定吸収による温室効果ガス増加の抑制など、環境を保全するための優れた機能を有しています。また、公園緑地や街路樹などの市街地の緑は、都市景観の形成や身近な自然とのふれあいの場など、潤いのある都市環境形成に重要な役割を担っています。

このような安全・安心、低炭素社会、環境共生型都市といった今後の本町のあるべき姿を実現するために、地域が一体となって緑の保全や整備を推進し、環境問題に対応していく必要があります。

(2) 緑の課題

自然豊かな山林とそこから流れ出す多くの清流、市街地を囲む農地など、本町は緑に恵まれたまちです。市街地内にも水辺や河岸段丘の緑が残され、公園や街路樹の緑とつながることによりネットワークを形成しています。このような既存の良好な緑を適切に守り、育み、次の世代に残していくことが必要です。

図2-4-1 課題図（都市計画区域）

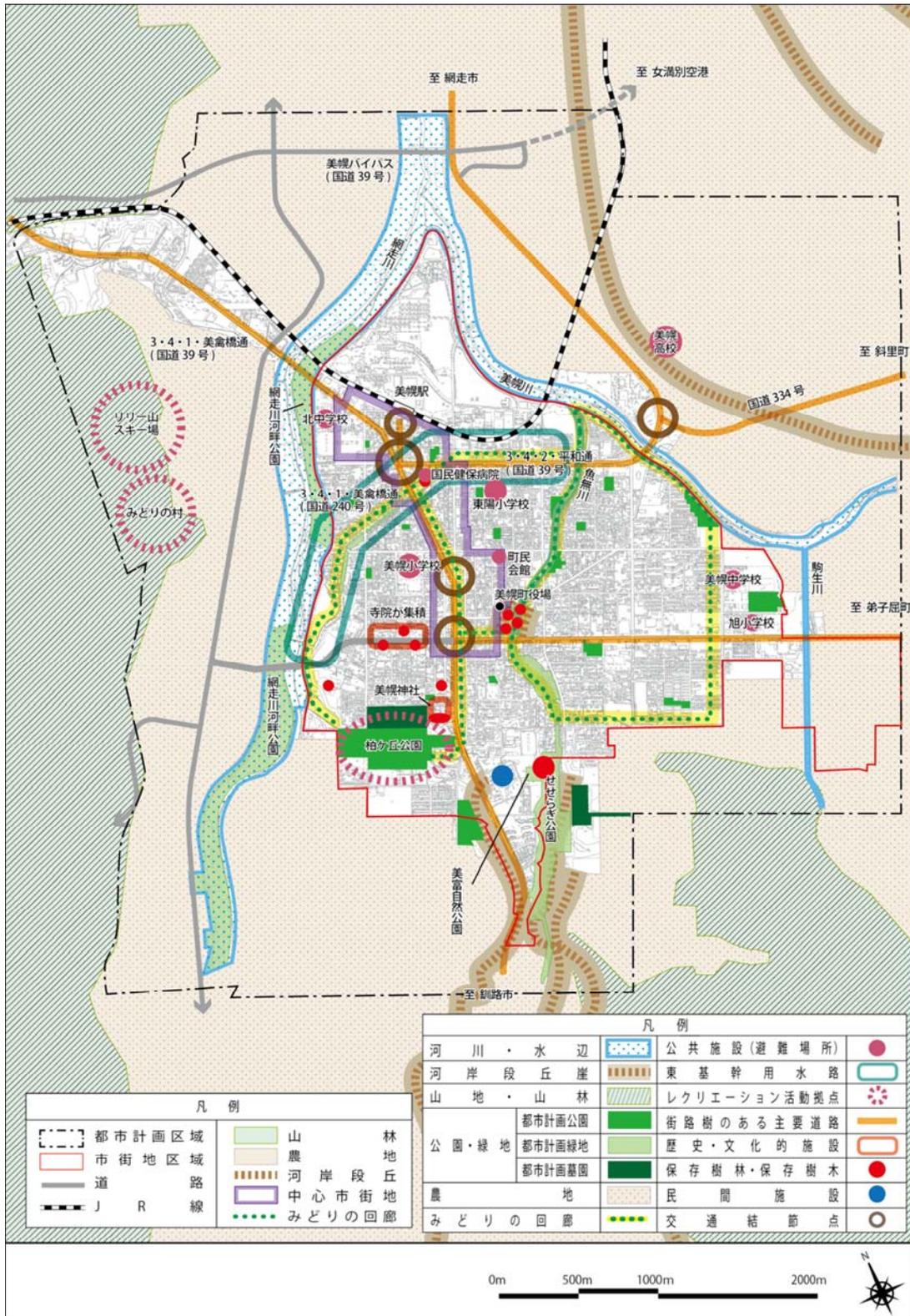
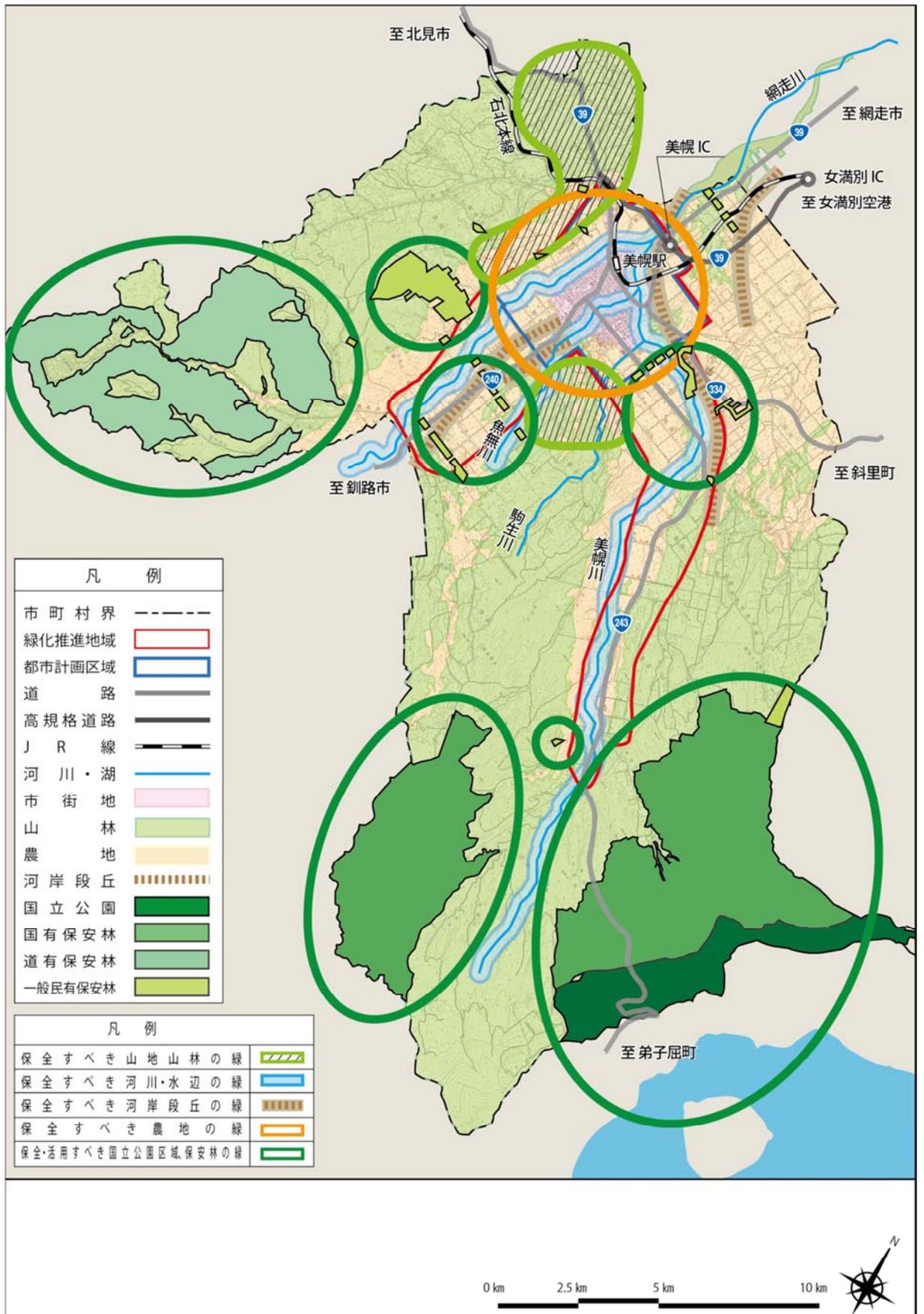


図2-4-2 課題図（行政区域）



① 環境保全機能

【環境保全機能に関わる現況】

1) 河川・水辺の緑

市街地の縁辺部を構成する美幌川、網走川と市街地内の貴重な水辺空間である魚無川、駒生川などの河川によって、都市の骨格が形成されるとともに、多様な生物の生息において良好な環境を有しています。

また、市街地の周囲を取り巻く農地においては用排水路や溜池などの水辺空間も多く見られます。



2) 河岸段丘の斜面の緑

本町においては、過去に河川侵食により形成された河岸段丘が市街地の周囲や町なかに残り、段丘斜面の樹林が街並の背景となる特徴的な景観を形成しています。

また、土砂流出や崩壊等の自然災害を防ぐ役割だけではなく、河岸段丘の斜面の緑は多様な生物の生息空間となっています。



3) 山地・山林の緑

山林の面積が町域全体の62%を占め、生物の多様性を支える豊かな自然環境を有する本町においては、市街地の背後に控える丘陵の樹林や、ハイマツ等の固有の林層を形成している美幌峠周辺等が、地域の景観を特徴づける重要な要素となっています。



## 4) 農地・耕地防風林

農林業が基幹産業である本町は、市街地の周囲や河川に沿って広がる広大な農地が、地域のイメージとなっているとともに、農地内に軸上にのびる耕地防風林が農村景観を構成する重要な要素となっています。

また、農地は安定的な食料供給地としての役割を担うとともに、恵まれた農村景観等を生かした観光の場所にもなります。



稲美地区の農村景観

## 5) 街路樹

河川や河岸段丘と同様に、街路樹は軸的に連続する緑であり、市街地内の公園緑地等を繋ぐ要素を持つとともに、山地樹林や農地と市街地が連絡する役割を有しています。



公園通の街路樹

## 【環境保全機能に関わる課題】

- 河川・水辺、また河岸段丘の緑は、本町の景観を特徴づけるとともに生物の生息空間として貴重な空間なため、保全していくことが必要です。
- 市街地をとりまく山地樹林は本町の自然景観・環境基盤として重要であり、農地の緑も様々な機能を持っていることから、開発事業等から守ることが必要です。
- 軸的、面的な緑は本町の景観・環境の骨格として今後も守り、育てていくことが必要です。

## ② レクリエーション機能

### 【レクリエーション機能に関わる現況】

#### 1) 公園緑地の老朽化

多くの公園緑地は、供用開始から年数が経過しており、老朽化している施設がみられます。



#### 2) 環状格子型の緑地形態

本町における緑地の形態は、美幌川、網走川、魚無川、駒生川を骨格とし、道路や緑道が連絡する環状格子型を基本とする形態を成しています。



#### 3) 自然公園と未利用の樹林地

本町には、河岸段丘の樹林地を活用した美富自然公園、親水性豊かな魚無川沿いのせせらぎ公園等、既存の自然公園があります。

また、現段階では未利用である、魅力的な自然を有する森林空間、河川空間等も市街地内や近傍に点在しています。



## 4) レクリエーション活動拠点

美幌町観光振興革新戦略ビジョンにおいて、観光振興に向けた基本方針として、みどりの村の利活用があげられており、みどりの村を拠点に四季を活かした魅力ある体験型観光プログラムの確立を目指しています。



## 【レクリエーション機能に関わる課題】

- 本町の公園緑地は、老朽化している場所もあるため、適切な対応により身近なレクリエーション空間の確保が必要です。
- 本町の緑地は、河川や道路、緑道が格子状に構成された形態をしており、これらの連携によるネットワークの形成により、散策等の魅力を向上していくことが必要です。
- 河川や河岸段丘に残された自然の樹林を有効に活用した、日常的な自然とのふれあいの場の確保が必要です。
- 美幌町観光振興革新戦略ビジョンに位置付けられたみどりの村を有効に活用することが必要です。

### ③ 防災機能

#### 【防災機能に関わる現況】

##### 1) 身近な公園・緑地

本町には都市公園として、18箇所(24.82ha)の基幹公園、3箇所(59.78ha)の都市緑地、2箇所(10.40ha)の墓園があります。また、都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ緑地として、10箇所(21.58ha)の公園・緑地、公共空地等があります。これらは町内各所に分布し、地域住民の方が交流する場所として利用されています。



##### 2) なかまち緑道

緑の回廊の一部を形成する「なかまち緑道」は、網走川から取水した「東幹線水路」上に整備された公園であり、市街地中心を横断する緑道として地域住民の日常的な移動経路、散策の場となっています。



また、緑道の随所に防火用水施設が配置されており、火災等の防災に役立てられています。

##### 3) 山林と農地

本町の地目別土地利用面積をみると約62%を山林が、約25%を農地が占めています。特に山林は水源涵養や土砂災害防止の機能を持ち、災害を未然に防ぐ重要な役割を担っています。

#### 【防災機能に関わる課題】

- 身近な公園・緑地は、災害時の避難場所となり、道路や緑道は避難路となります。また、公園・緑地や道路、緑道は、火災時の延焼防止や緑陰の提供等による避難環境の向上にも役立つことから、適切な整備や維持管理が必要です。
- 市街地の周辺に広がる山地、森林や農地は、水源を涵養し、土砂災害や河川氾濫を防ぐために重要なため、保水機能の維持が必要です。
- 防災に役立つ緑を今後も守り育てていくことが求められます。

## ④ 景観形成機能

## 【景観形成機能に関わる現況】

## 1) 都市の骨格を際立たせる緑地

山地、丘陵、段丘斜面の緑地などの街並みの背景的な緑、広い公園緑地にみられる面的な緑、河川、道路並木等の軸的な緑は、地域住民はもとより通過交通や来訪者にもまちのイメージを印象づける重要な骨格となります。



国道 243 号沿いのシラカバ並木

## 2) 緑による歴史・文化的景観

網走川、美幌川、美富自然公園等の市街地に残る河岸段丘の樹林地、開基以来の、美幌神社における鎮守の森、保存樹林及び保存樹木などは、先人が残した文化を受け継ぐ郷土的景観を形成する要素となっています。



青山地区の保存樹林

## 3) 施設緑地と要所の緑

市街地内においては、河川や公園といった骨格的要素だけではなく、面積的に広い公共施設や民間施設内の緑が景観上重要となります。また、駅前や主要道路の交差点などは、まちのイメージを印象づける要所として重要です。



国道 240 号・町道 1 号交差点の花壇

## 【景観形成機能に関わる課題】

- 山地、丘陵、段丘斜面、公園・緑地、河川、道路など骨格的な緑は、まちのイメージを印象づける重要な要素となっています。また、河岸段丘に残る樹林や鎮守の森、保存樹等の歴史・文化的景観を支える要素になっているため、これらを守り育てていくことが必要です。
- 市街地内において面積が大きい施設緑地や駅前、交差点等の要所の緑を守り育てていくために緑化活動を推進することが重要となります。

⑤ 協働の緑づくり

【協働の緑づくりに関わる現況】

1) 美富自然公園

市街地の南部に位置し、道条例により「美富環境緑地保護地区」に指定されている「美富自然公園」は、市街地における身近な緑地として親しまれ、その豊かな生態系の保全を行っています。

2) 美幌町花樹育苗センターの設置及び花苗の配布

花苗 10万本の供給体制を整えることなどを目的として設置された「美幌町花樹育苗センター」（以下「花樹育苗センター」という。）では、毎年、マリーゴールド、サルビアなどの花苗を育成しており、ここで育てられた花苗は、希望する自治会、公共施設などに配布され、花壇整備など町内の景観向上に役立てられています。

3) 住民団体による緑化活動

「美幌町フラワーマスター連絡協議会」による公共施設への花壇造成や、住民へのガーデニング指導、「桜の名所を創る会」による桜の植樹活動など、地域住民が主体となった緑化活動が実施されています。

4) 自然観察会の実施

自然についての理解を深める学習・交流の場を提供するため、行政や住民団体による町民を対象とした自然観察会を実施しています。

5) 緑の募金活動の実施

町内に所在する企業、団体等による職場募金のほか、地域住民（団体）の協力を得て実施する街頭募金、さらには、町内の中学生たち独自の活動による街頭募金の実施など、緑の募金活動が積極的に展開されており、これらの活動は、町民の緑化に対する理解と認識を深めるうえで、大きく貢献されています。

【協働の緑づくりに関わる課題】

- 人口減少や少子高齢化が進み、限られた財政状況の中で良質な緑を確保していくためには、地域住民と行政との協働による取り組みが重要となります。
- これまでの活動を継続するとともに、さらに情報提供や、体制・制度づくりを進め、住民参加の緑づくりを推進し、効率的な維持管理により質の高い緑地空間を確保することが必要です。

## ■ 第3章

---

緑づくりの基本目標



### 3-1 基本理念と将来目標

#### (1) 基本理念

都市の緑は、都市環境の維持・保全、レクリエーション活動や都市防災の拠点、良好な都市景観の形成など様々な機能を担っています。また、近年においては河川氾濫、土砂災害等の激甚な災害の抑制など、環境との共生に作用することが緑地全般に求められています。

本町はコンパクトな市街地の周囲を豊かな山林や農地が取り囲んでおり、どこにいても緑を感じることができる美しいまちです。また、町域を流れる多くの河川と河岸段丘は、山地と市街地を結ぶ水と緑の回廊となっており、多様な生物の生息空間や都市の背景として重要な役割を果たすとともに、本町らしさを感じさせる要素となっています。

本計画では、このように私達の生活に重要な役割を持つ緑を持続的に守り、育てることだけでなく、これからの社会情勢の変化に対応した、新たな生活環境の創出として、緑化を推進していくために、町民が共通して目指すべき姿を示すものです。

本町の緑は山地の豊かな樹林が河川を通じて市街地とつながっています。この「つながる」というキーワードは町民参加や協働、持続可能な社会づくりを表す言葉として、第6期美幌町総合計画に示された将来像に「ひとつつながる、みらいへつながる、ここにしかないまち びほろ」としています。

このようなことから本計画では

**緑を守り、育て、次の世代へつなぐまち びほろ**

を本計画の基本理念とします。

### (2) 将来目標

先に示した基本理念を踏まえ、本計画の目標年次である平成38年度(2026年度)における本町の姿を将来目標として以下のように示します。

#### 市街地と郊外の自然や農地がつながった緑あふれるまち

---

- 町域の外縁部に広がる山地樹林は、国立公園や保安林区域が適切に管理されているとともに、それ以外の区域も適切な森林施業や開発の抑制により、水源涵養や多様な生物の生息環境として豊かな森林が保たれています。
- 市街地周囲に広がる農地では、営農が行われているとともに、背後の山並みに囲まれた、のどかな田園景観を形成しています。また、農地内の防風林は、畑地の広がりとあわせて北海道らしい風景をみせています。
- 山地や農地の緑は、河畔林や段丘崖の緑により市街地とつながり、また主要道路等を通じて周辺のまちともつながっています。このようなつながりは、豊かな生態系を支えるとともに、「まち」と「自然」との調和や広域的な連携の姿を人々の意識に働きかけます。

#### 市街地内の公園緑地や水辺、道路の緑がネットワークされたまち

---

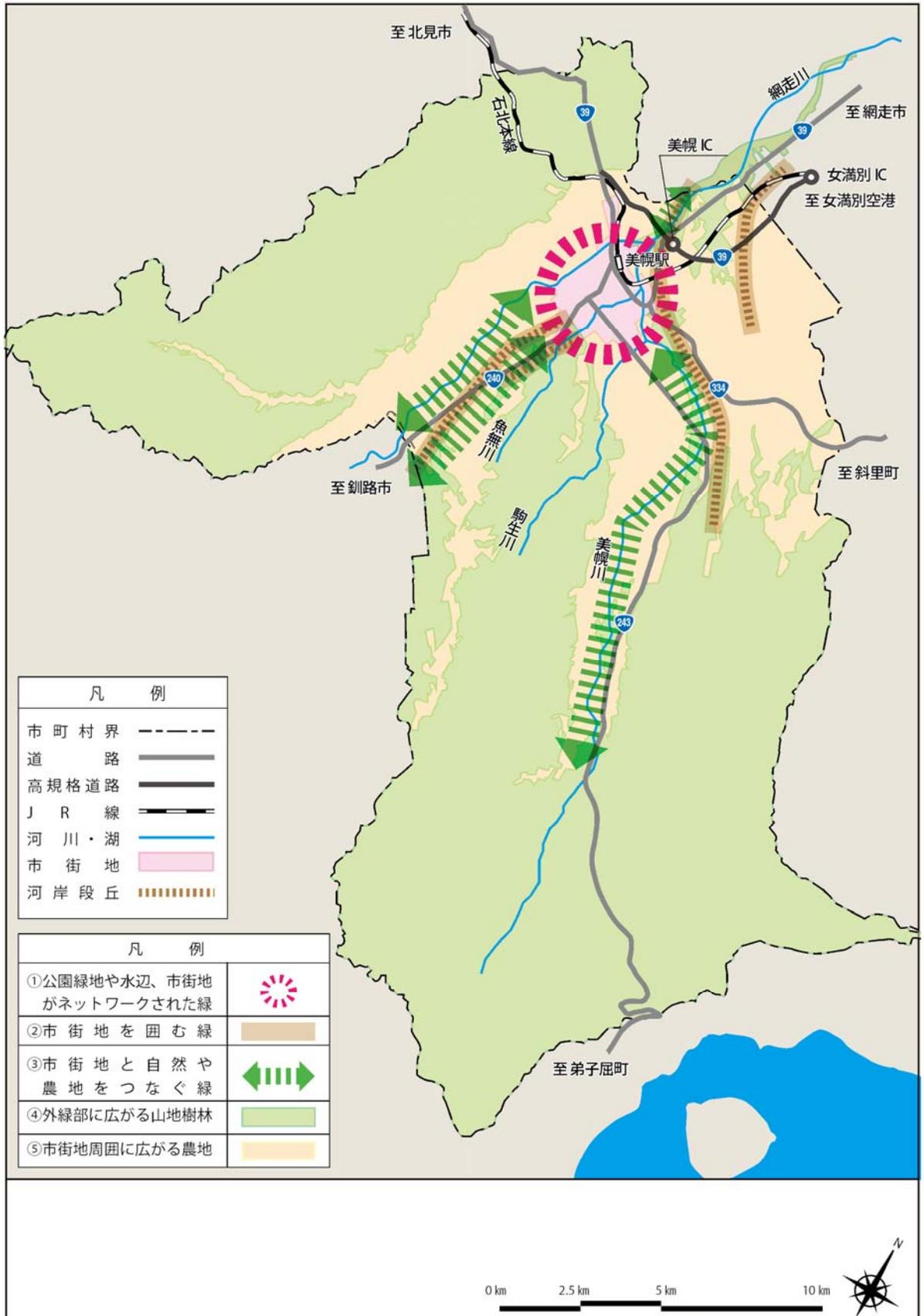
- 本町の市街地は、その外縁部を網走川、美幌川、南部の河岸段丘で囲まれており、その内部はレクリエーションや自然との触れ合いなど、様々な機能を持った公園や緑地が点在しています。また、河川や緑道などの軸状の要素が縦横に位置していることによって、これらをつないでいます。
- 軸状の要素がさらに増えていくことによって、市街地内の緑地はすみずみまでネットワークされ、災害時には安全に通行することができる歩行者空間や、日常的な移動経路として、生活に潤いを与える要素となっています。
- 緑のネットワーク形成により、町民が身近に緑を感じることができ、生活に安らぎや潤いを与えます。また、緑地の連続性を確保することによって、生物の移動空間が確保され生物多様性につながります。

#### 町民みんなで緑を守り、つくり、育てるまち

---

- 宅地や民有地では、各々が緑づくりを楽しみ、その輪が緑豊かな街並み形成に広がっていきます。公園や道路などの公共空間においてもボランティアや町民参加による花植え活動や植樹が行われています。また、これらの活動を支えるための、学び場づくりや、連携のための仕組みづくりが進められ、活動を通じた交流の輪が広がり、町民につながっていきます。

緑づくりの将来像



### 3-2 基本方針

#### (1) 環境保全に係る基本方針

---

町域面積の約 62%を占めている山林は、地球温暖化の抑制、多様な生物の生息空間の確保、水源の涵養・土砂災害の防止、森林資源の生産、人々と自然とのふれあい等の様々な恩恵を私たちに与えてくれます。また、河川や段丘崖は、市街地の縁辺部を構成するとともに市街地内のネットワークを構成する重要な水と緑の軸となっています。このような山林や河川の緑は今後も適切に保全するとともに、新たな植林や自然を回復する河川改修（多自然川づくり）等により積極的に自然性の向上に努めていきます。

町域の約 25%程度を占める農地についても、農業生産はもとより、防災、交流、レクリエーション、体験・交流、環境保全、景観形成等、多面的な役割を果たすものであることから、将来的にも適切な保全を図ります。

#### (2) レクリエーションに係る基本方針

---

体育館や野球場、グラウンドを有する柏ヶ丘公園、大規模なキャンプ場であるみどりの村、リリー山スキー場等の交流やスポーツ活動の拠点については、拠点機能の充実を図るとともに、少子高齢化を踏まえた機能の更新、施設のバリアフリー化等を進めます。

町内に点在する街区公園、近隣公園等については、子供はもとより多世代が楽しく過ごすことができる空間となるように更新します。また、これらを河川や緑道の軸で連絡し、緑のネットワークを形成することにより、ウォーキング等の健康づくりの場とします。

網走川河畔公園やせせらぎ公園等の水辺における緑地は、身近に自然と触れ合うことのできる場として、散策や親水機能を充実させることや、利便性向上のためにアクセシビリティの改善や案内誘導機能の充実を図ります。

#### (3) 防災に係る基本方針

---

近年、北海道における集中豪雨等により堤防決壊、氾濫被害や土砂災害が頻繁に起こっています。水源涵養機能を持つ山林の保全を行うとともに、網走川や美幌川、また市街地内を流れる魚無川などについては、将来的なリスクに対応した治水安全度の向上や土砂災害防止への継続的な検討を進めます。また、市街地内に残る段丘崖の樹林等を保全し、土砂災害を防ぐとともに、保水機能を維持していきます。

市街地内の道路、緑道などは災害時の避難路となることから、適切に管理するとともに、必要に応じて整備を推進します。また、延焼防止の機能を持つ一般道路の街路樹の整備を促進します。

避難場所となる公園や公共施設については、適切な緑の維持や緑化を行うとともに防災機能の付加として、防災公園としての整備を検討します。

#### (4) 景観形成に係る基本方針

都市景観を考える場合、その縁辺部を構成する河川、丘陵の山裾、河岸段丘崖等の緑は、街並みの背景として重要であるため、これらの保全に努めます。また、屈斜路湖へ向かうロマンチック街道のシラカバ並木や、街路樹等の連続的な緑の要素は、季節感や自然的な印象を与えることから、市街地の内外を含めて積極的な植栽を推進します。道路の沿道に位置する公共施設や民有地についても、適切な役割分担により官民協働の緑化を推進します。

本町は国道が多く、各々の交差点や駅前等の交通結節点が多くあります。これらは町外からの来訪者がまちの印象を決定づける重要な場所となっていることから、花壇づくりなどにより魅力あるまちの顔を形成します。



#### (5) 緑の推進に係る基本方針

本計画の推進にあたっては、住民、事業者、行政が各々の役割分担を明確にした協働によるまちづくりを推進します。また、行政内部における横断的体制や国、北海道および周辺市町村等との協調体制を充実し、相互の連携による総合的な緑の保全、緑化を推進します。

NPO とボランティア活動のネットワークづくりや情報交換など、住民、事業者、行政が協働する体制づくりを推進するとともに、住民一人ひとりがまちづくりに参画できる環境づくりを推進します。



### 3-3 計画フレームと水準目標

緑被と緑地の現況は下記の表のとおりです。

表 3-3-1 緑被と緑地の現況

項目	市街地		都市計画区域	
	緑地面積 (ha)	緑被率 (%)	緑地面積 (ha)	緑被率 (%)
施設緑地	57.41	7.63	154.41	6.18
地域制緑地	15.49	2.06	1,270.33	50.81
合計	72.90	9.69	1,424.74	56.99

表 3-3-2 都市計画区域外における緑地の現況

種別	都市計画区域外	
	面積 (ha)	緑被率 (%)
緑地	361	8.0
農地	4,179	92.0
合計	4,540	100
区域面積 (ha)	4,540	

計画フレームと水準目標については、緑の現況や、今後の社会情勢を考慮し、平成 38 年度 (2026 年度) における緑地確保の目標量を次のように設定しました。

現在、都市計画区域では 57.0% (市街地では 9.7%) を占めています。

本町では、市街地の周囲に豊かな農地や樹林地が広がっていますが、これからも、農地や樹林地の保全に努めるとともに、公園緑地、公共施設、道路、民間施設、住宅地内の緑化を進め、育成していくことで減少分を補い、都市計画区域の緑地が 57.2% (市街地は 9.8%) 確保することを目標とします。

この目標は、今後人口が減少していく中で、新規に施設整備することが難しい状況であることから、緑地面積の大きな増加は見込めず、既存施設を計画的に更新していきながら、街路樹等の整備を勘案した設定としています。

また、都市計画区域を含む緑化推進地域の区域面積 7,040ha に対する、緑地面積は 5,964.7ha であり、現在 84.7% を占めていますが、緑化推進地域の緑地面積は現状維持を目標とします。

表 3-3-3 緑地確保の目標量

## ■市街地

	現況 平成28年度 (2016年度)	目標年次 平成38年度 (2026年度)	増減	単位
都市公園面積(a)	31.72	31.72	0.00	ha
都市公園以外の施設緑地(b)	25.69	26.69	1.00	ha
施設緑地面積(c=a+b)	57.41	58.41	1.00	ha
地域制緑地(d)	15.49	15.49	0.00	ha
緑地合計(e=c+d)	72.90	73.90	1.00	ha
用途地域面積(f)	752.00	752.00	0.00	ha
緑地割合(e÷f×100)	9.69	9.83	0.14	%

## ■都市計画区域

	現況 平成28年度 (2016年度)	目標年次 平成38年度 (2026年度)	増減	単位
都市公園面積(a)	95.00	95.00	0.00	ha
都市公園以外の施設緑地(b)	59.41	64.41	5.00	ha
施設緑地面積(c=a+b)	154.41	159.41	5.00	ha
地域制緑地(d)	1,270.33	1,270.33	0.00	ha
緑地合計(e=c+d)	1,424.74	1,429.74	5.00	ha
都市計画区域面積(f)	2,500.00	2,500.00	0.00	ha
緑地割合(e÷f×100)	56.99	57.19	0.20	%

※市街地面積は平成28年4月1日現在の752haとします。

都市公園の現況量は、下記の表のとおりです。

表 3-3-4 都市公園の現況

項目			市街地		都市計画区域	
			面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)
都市公園	基幹公園	街区公園	3.82	0.51	3.82	0.15
		近隣公園	5.80	0.77	5.80	0.23
		運動公園	15.20	2.02	15.20	0.61
	都市緑地		1.90	0.25	59.78	2.39
	墓園		5.00	0.66	10.40	0.42
合計			31.72	4.20	95.00	3.80

表 3-3-5 都市公園における町民一人当たりの面積

都市公園	区分	面積 (ha)		1人当たりの面積 (㎡/人)	
		市街地	都市計画区域	市街地	都市計画区域
都市公園	街区公園	3.8	3.8	18.0	51.8
	近隣公園	5.8	5.8		
	運動公園	15.2	15.2		
	都市緑地	1.9	59.8		
	墓園	5.0	10.4		
合計		31.7	95.0		

※市街地人口、都市計画区域人口は平成 28 年 3 月 31 日現在における数値を使用しています。

(市街地人口：17,572 人 都市計画区域人口：18,333 人)

都市公園における現況量より、下記のとおり平成 38 年度(2026 年度)の整備目標を設定しました。

現在の都市公園の町民一人当たりの整備状況は、市街地 18.0 ㎡、都市計画区域 51.8 ㎡となっており、国の指針である公園などの整備状況の住民 1 人当たりの面積 10 ㎡を超える状況となっています。将来人口減少が進む中で、既存施設の計画的な更新を進めるとともに有効活用を図りながら、都市公園の面積は現状維持を目標とします。

## ■ 第4章

---

緑地の配置方針



緑地の配置方針は、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観形成系統の4つの機能ごとに、緑化や、緑の保全、活用についての方向性を示します。

#### 4-1 環境保全系統の配置方針

##### (1) 緑の骨格を形成する緑地の保全

###### ①山地山林の緑の保全

- ・本町市街地の近傍にある昭野、美禽、高野地区等の山地、稲美、美富地区等の丘陵地における樹林を保全します。

###### ②河川・水辺の緑の保全

- ・緑の骨格をつくる美幌川、網走川、魚無川、駒生川や、広大な農地における用排水路や溜池などの貴重な水辺空間については、地域住民との協働による河川・水辺の緑を保全します。

###### ③河岸段丘崖の緑の保全

- ・市街地近傍や中心部に残された、まちを特徴づける段丘斜面の緑地の保全を図ります。

##### (2) 緑のネットワークの形成

- ・多様な生物の生息空間として重要な美幌川、網走川、魚無川、駒生川の良好な自然環境を保全しつつ、それらと連結する公園・緑地及び街路樹の整備・配置により、緑のネットワーク(みどりの回廊)を形成し、生き物の移動空間としての緑地の連続性を確保します。



(3) 身近な環境をつくる緑地の保全・活用

①街路・公園・緑地の緑の保全・活用

- ・市街地内や近隣の身近な街路や公園、緑地の緑を適切な維持管理により保全・活用します。

②農地の緑の保全・活用

- ・今後の土地利用動向を勘案しながら、面的に広がる農用地区域を維持していきます。

(4) 法令等で指定された樹林や樹木の保全・活用

①国立公園区域、保安林等の保全と活用

- ・美幌峠周辺の阿寒国立公園区域や、町内における保安林等の法令、条例で指定された樹林を保全・活用します。

②保存樹木の保全と新規指定

- ・町条例により指定された保存樹木を適切に維持管理するとともに、必要に応じて新たな指定を検討します。



図 4-1-1 環境保全システムの配置方針図（都市計画区域）

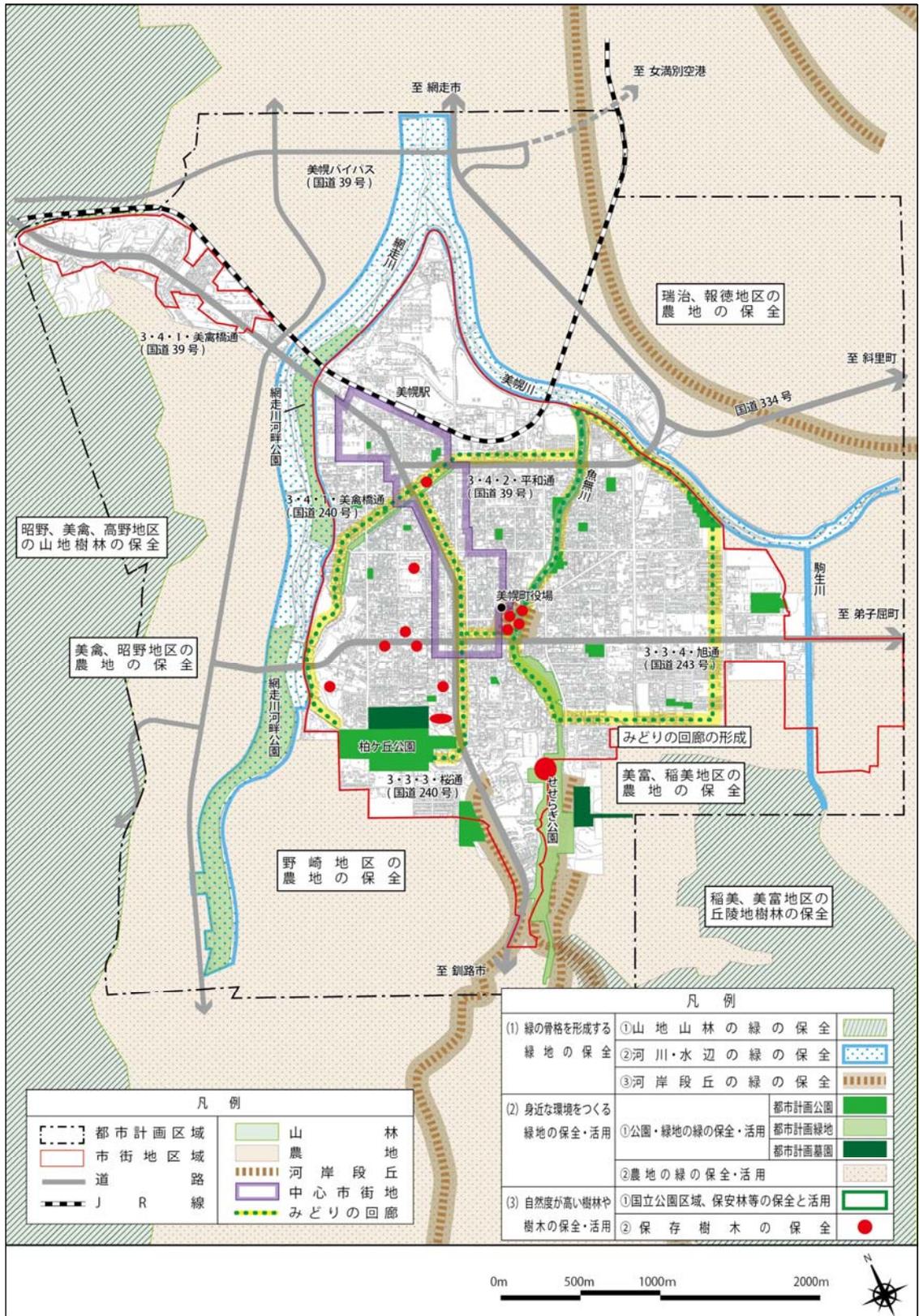
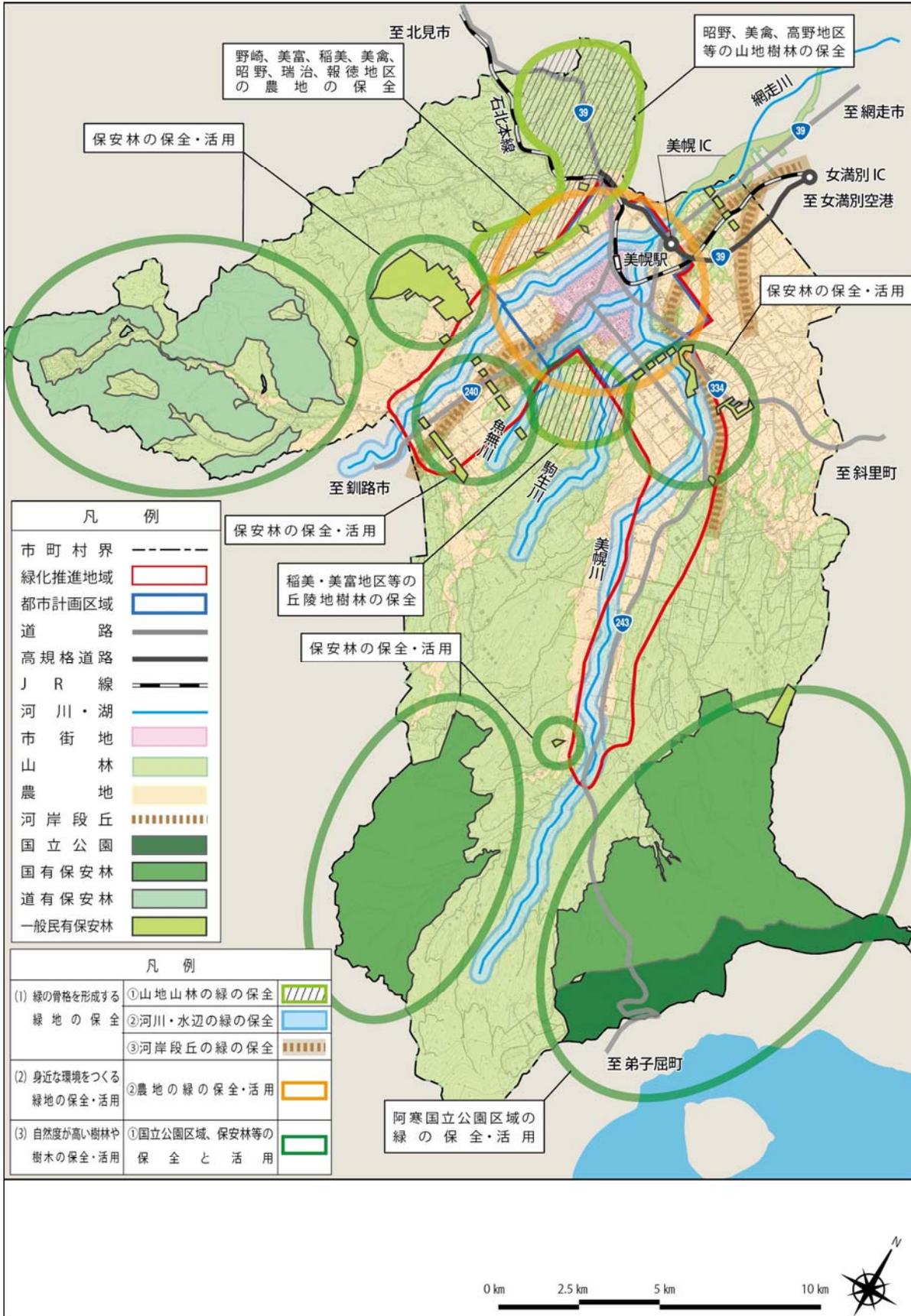


図 4-1-2 環境保全系統の配置方針図（行政区域）



## 4-2 レクリエーションシステムの配置方針

## (1) レクリエーション活動拠点の形成

- レクリエーション活動の拠点として、リリー山スキー場、みどりの村及び網走川河畔公園の周辺、及び柏ヶ丘公園(運動公園)を位置づけ、少子高齢化を踏まえた機能の更新、施設のバリアフリー化等を推進します。

## (2) 自然とのふれあいの場の創出

- 河岸段丘の樹林地を活用した美富自然公園や、魚無川沿いの親水性豊かなせせらぎ公園等、既存の自然公園の適切な維持管理や機能更新、利便性の向上を図るとともに、魅力的な自然を有する森林空間、河川空間等の活用により、自然とのふれあいの場の創出を推進します。

## (3) 歩行者系ネットワークの形成

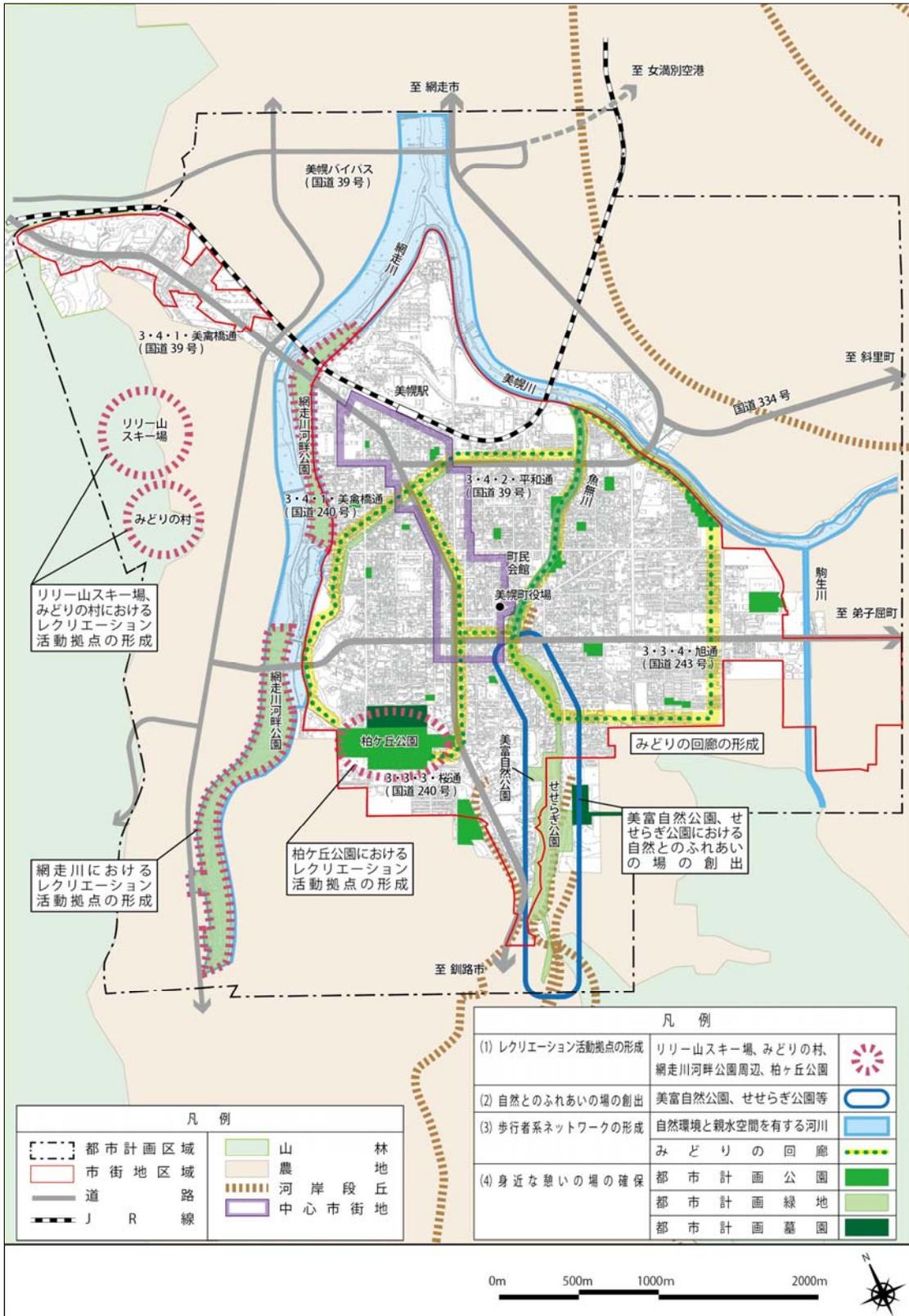
- 緑の骨格をつくる美幌川、網走川、魚無川、駒生川の良好な自然環境を保全しつつ、親水空間としての活用と、それらと連結する公園・緑地及び街路樹等との連携による「みどりの回廊」の形成を図ります。

## (4) 効果的な公園の配置

- 公園における地域の満足度を踏まえた上で、公園緑地の機能(遊具や施設、設備)の見直しや集約が必要となっており、身近な公園から大規模な公園まで、適切な公園配置を検討します。



図4-2-1 レクリエーションシステムの配置方針図



### 4-3 防災システムの配置方針

#### (1) 自然災害の防止・抑制

##### ① 水源涵養のための樹林地の保全

- ・ 河川氾濫を未然に防止するため、山地、丘陵地の水源涵養林の確保と適正な維持管理を図ります。

##### ② 土砂災害防止のための斜面地樹林の保全

- ・ 土砂災害を防止するために、市街地近傍の昭野、美禽、高野地区等の山地、稲美、美富地区等の丘陵地における樹林、段丘斜面の緑地の保全を図ります。

##### ③ 将来的な治水、土砂災害リスクへの対応

- ・ 網走川や美幌川、魚無川などについては、計画雨量の増大や流出率の増加等の将来的な治水や土砂災害のリスクに対応した河畔林や斜面地樹林の適切な維持管理、河川改修等の必要な手当について継続的に検討を行います。また、河畔林や斜面地樹林の維持管理にあたっては生物の生息に配慮します。

#### (2) 避難路・避難場所の確保

##### ① 避難路の確保

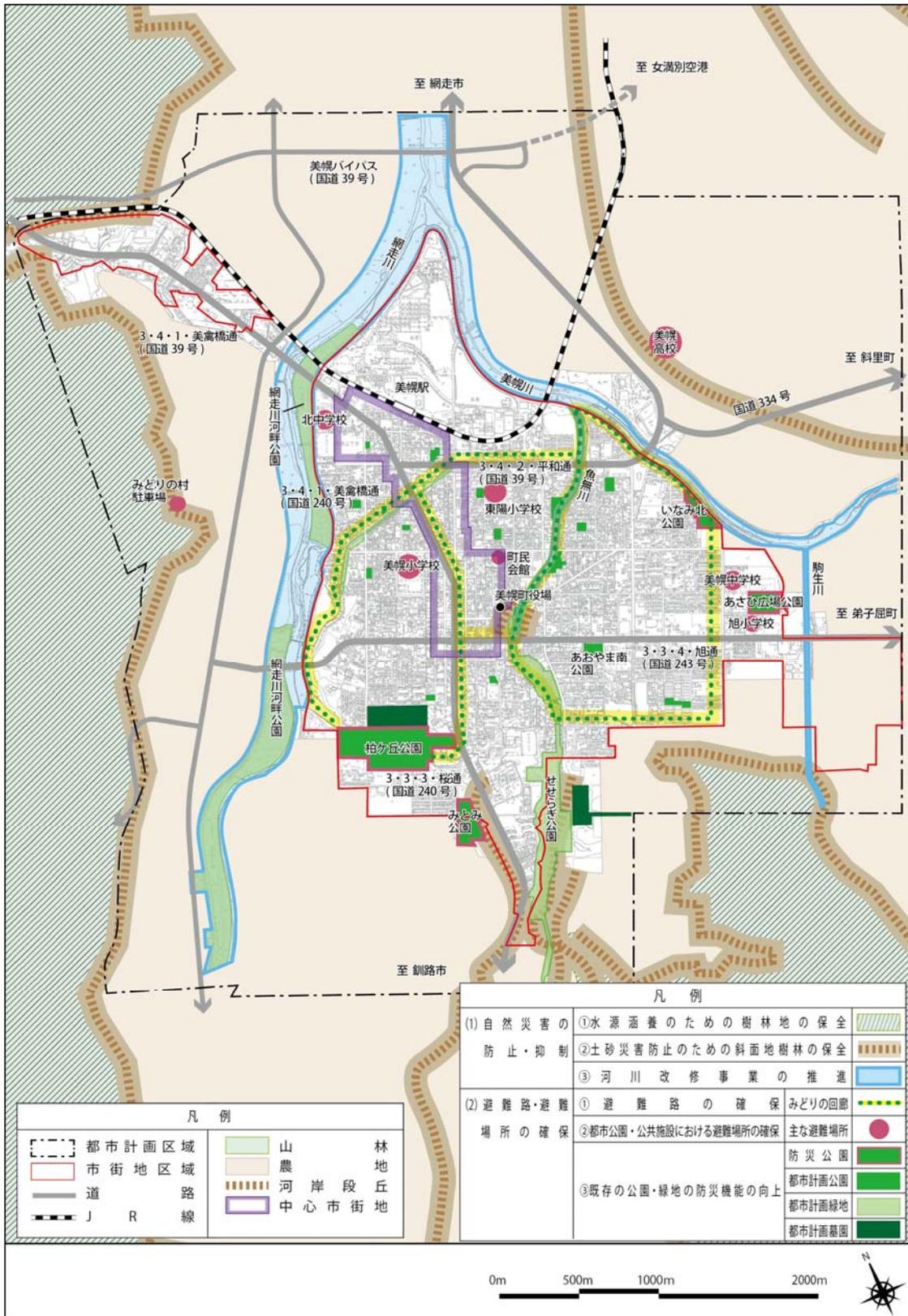
- ・ 都市計画道路の適切な整備、維持管理により災害時の避難経路を確保するとともに、街路樹の整備により火災時の延焼防止機能を向上させます。
- ・ 歩行者が安全に避難できるように、道路や緑道をつなぐ歩行者系ネットワーク（みどりの回廊）を形成します。

##### ② 都市公園・公共施設における避難場所の確保

- ・ 「美幌町地域防災計画」に位置付けられている公園等の屋外の一時的避難場所を適切に確保するとともに、市街地構成、人口構成や災害状況等の変化に応じた持続的な更新を検討します。



図 4-3-1 防災システムの配置方針図



## 4-4 景観形成系統の配置方針

## (1) 都市の骨格を際立たせる緑地の保全と整備

## ①市街地の背景となる緑地の保全

- ・美幌町市街地の近傍にある昭野、美禽、高野地区等の山地、稲美、美富地区等の丘陵地の山裾、河岸段丘等における樹林を保全します。

## ②主要道路における並木の整備

- ・国道や道道等の主要道路や中心市街地の道路においては、通過交通や来訪者にまちのイメージを印象づけるために、現況の並木を適切に維持管理するとともに、新たな並木植栽を検討します。

## (2) 緑による歴史・文化的景観の活用

- ・都市形成の骨格的要素であり、古くから緑が守られてきた河川や河岸段丘の緑、美幌神社の鎮守の森、寺社が集積する地区など、先人が残した文化を受け継ぎ、後世に伝えていくために、緑による歴史・文化的景観の活用を図ります。

## (3) 緑による潤いのある都市景観の形成

## ①都市公園・公共施設の緑の保全・整備

- ・既存の公園や学校等の公共施設の緑の保全と緑化を推進するとともに、市街地におけるポケットパークについて検討し、花壇等の整備を図ります。

## ②民間施設の緑化の推進

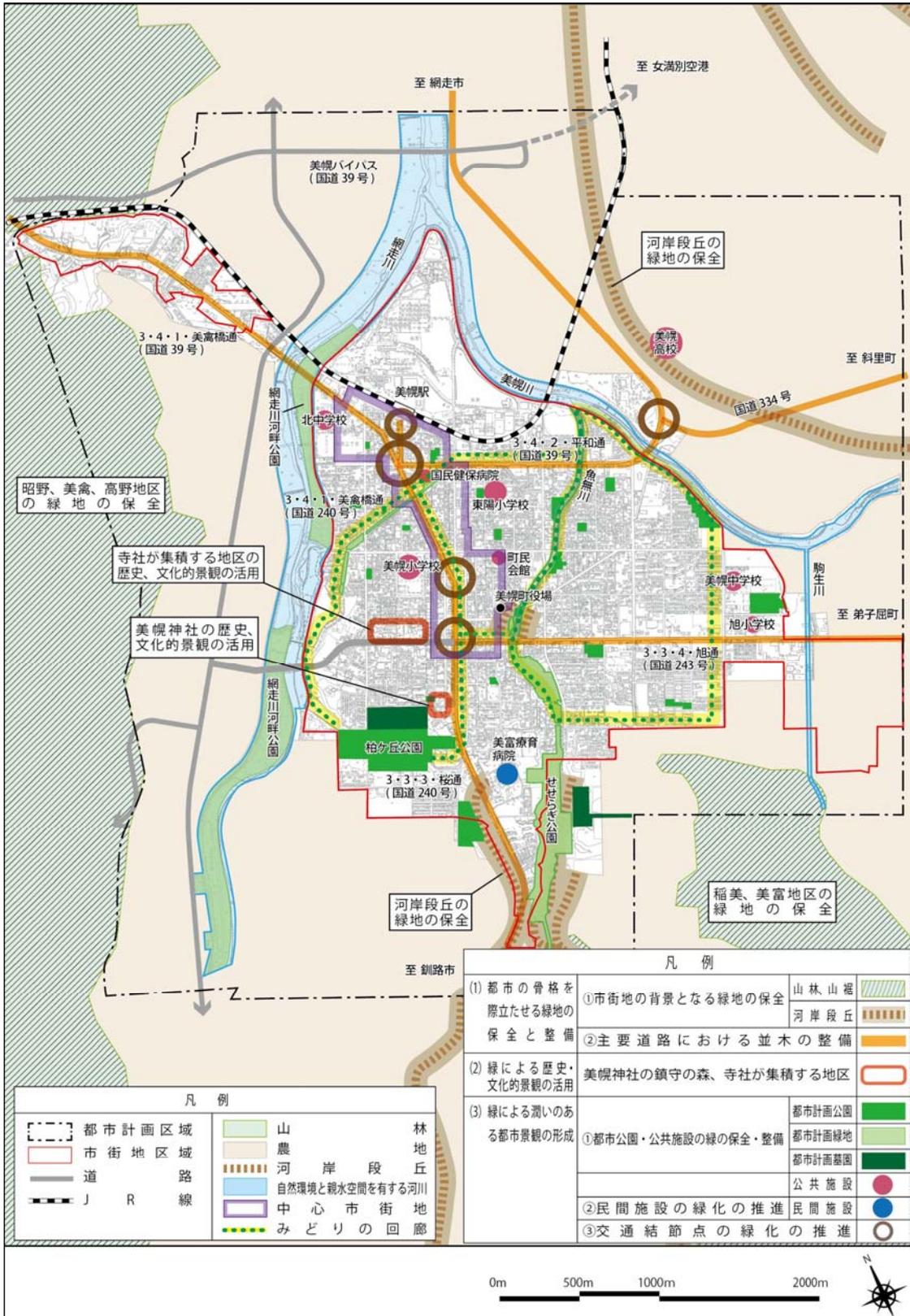
- ・病院、社会福祉施設等、工場、事業所、住宅団地等の緑化を推進します。

## ③交通結節点の緑化の推進

- ・JR 美幌駅前や国道同士の交差点等の交通結節点は、来訪者に対し美幌町のイメージを印象づける要所であることから、色彩の豊かなコミュニティガーデンやコンテナガーデンによって四季の移ろいを演出します。



図 4-4-1 景観形成システムの配置方針図



## ■ 第5章

---

緑の保全及び緑化推進のための施策



本町の市街地及びその周辺において、現存する緑を極力保全し、失われた緑を積極的に回復させるため「緑の保全（守る）」「緑の創出（つくる）」「緑の交流（親しむ）」「緑の基盤づくり（育む）」の4つの視点により、施策を整理し、計画的な緑化を推進します。以下に、施策の体系を示します。

施策の体系

5-1 緑の保全（守る） に関する施策	(1) 広がりのある緑の保全 (町域全体、森林、農地)	①緑の保全協定の推進
		②緑の監視、協力
		③保存樹木の保全と指定等
		④無秩序な開発の防止
		⑤山地山林の緑の保全
		⑥農地の緑の保全・活用
	(2) 軸状につながる緑の保全 (河川、河岸段丘、道路)	①河川・水辺の緑の保全
		②河岸段丘斜面の緑の保全
		③街路樹の維持管理
(3) 公園の緑の保全	①美富自然公園の維持管理	
	②身近な公園の緑の維持管理	
5-2 緑の創出（つくる） に関する施策	(1) 緑地の確保、造成	①公園緑地整備
		②緑のネットワークの形成と保全
	(2) 都市施設等の緑化に 関する施策	①地区・道路（街路）・公園の緑化
		②学校の緑化
		③官公庁の緑化
		④スポーツ、レクリエーション施設の緑化
		⑤病院・社会福祉施設等の緑化
		⑥工場、事業所の緑化
		⑦住宅団地の緑化
⑧交通結節点の緑化の推進		
5-3 緑の交流（親しむ） に関する施策	①緑化に関する講習会	
	②花苗の配布	
	③緑の募金活動の実施	
	④住民参加による緑化	
	⑤緑に親しむ子どもイベントの開催	
5-4 緑の基盤づくり（育む） に関する施策	①花苗の供給体制の充実	
	②緑化強調月間の制定等	
	③フラワーマスター連絡協議会	
	④緑に関する人材育成の推進	

## 5-1 緑の保全（守る）に関する施策

### （1）広がりのある緑の保全（町域全体、森林、農地）

#### ①緑の保全協定の推進

- ・一定基準以上の住宅や工場用地等の造成が行われる場合等においては、既存緑地の保全、失われることになる緑の回復のため、町条例などを適切に運用することにより、土地建物の所有者などに対し、緑化事業に必要な助言又は援助を行います。

#### ②緑の監視、協力

- ・自治会による緑の監視や公共施設環境活動、里親制度等により、住民主体の緑化活動を推進します。

#### ③保存樹木の保全と指定等

- ・北海道自然環境条例や美幌町緑の保全及び緑化の推進に関する条例、美幌町文化財保護条例において指定された保存樹木を適切に維持管理し保全するとともに、適宜新たな保存樹木の指定を検討します。

#### ④無秩序な開発の防止

- ・郊外部における無秩序な開発を防止し、緑を適切に保全するため、関係法令による開発行為規制制度、環境影響評価制度の適切な運用を図ります。

#### ⑤山地山林の緑の保全

- ・各種法制度を有効に活用するとともに、関係法令による規制区域等の指定を図る措置を講じます。また、既に規制を受けている区域等については適切な維持管理を行うことにより緑の後退を未然に防止することに努めます。
- ・継続的な植林や適切な森林施業により良好な森林環境を維持します。
- ・阿寒国立公園区域や北海道、美幌町の条例に基づく保安林等は、法令に基づいた適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて新たな区域指定を検討します。

#### ⑥農地の緑の保全・活用

- ・農地保全施設（排水路、耕地防風林等）の適切な維持や、有害鳥獣の駆除等による営農環境の持続的な保全を図ります。

(2) 軸状につながる緑の保全（河川、河岸段丘、道路）

①河川・水辺の緑の保全

- 氾濫を防ぐ河畔林の伐採等においては、機能上必要な範囲に留め、多様な生物の生息地である水辺の緑を保全します。
- 多自然川づくり等により、河畔林等の水辺の緑を創出するとともに水生生物が生息しやすい河川環境を創出します。
- 住民参加による清掃活動をはじめとする、河川愛護活動によって、維持保全を図ります。

②河岸段丘斜面の緑の保全

- 各種法制度を有効に活用するとともに、関係法令による規制区域等の指定を図る措置を講じます。また、既に規制を受けている区域等については適切な維持管理を行うことにより緑の減少防止に努めます。

③街路樹の維持管理

- 既存の街路樹は、剪定等の適切な維持管理を行い、緑の減少を防ぐことに努めます。また、住民参加により植栽柵における花の植栽活動等を行います。

(3) 公園の緑の保全

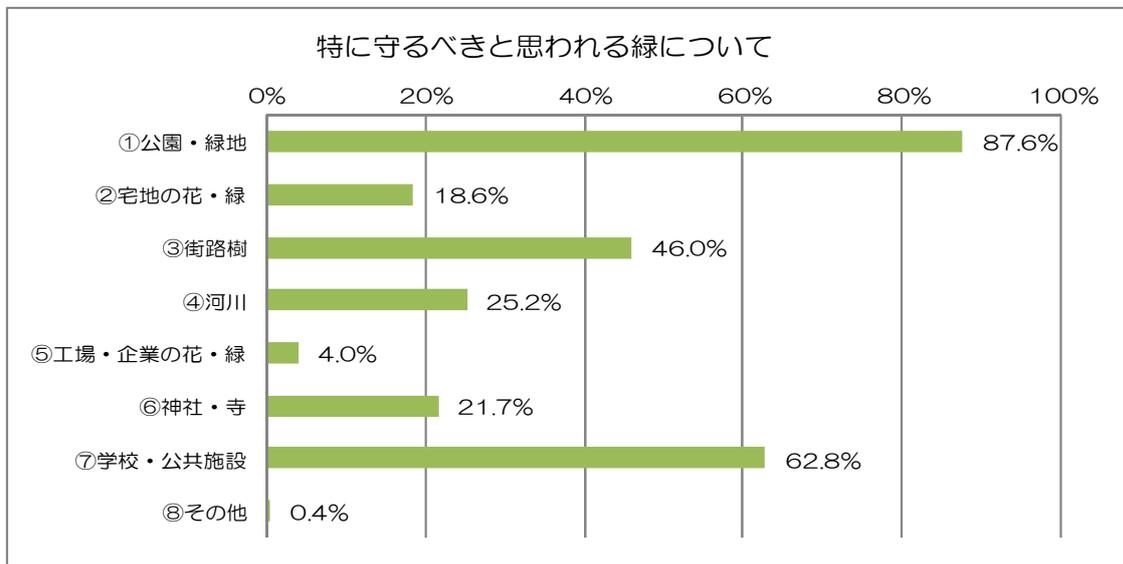
①美富自然公園の維持管理

- ・町が管理する、「美富自然公園」に生息する希少動植物の生態系を重視した適切な維持管理を行います。

②身近な公園の緑の維持管理

- ・既存の公園の緑について剪定や芝刈り等適切な維持管理を行うとともに、質の高い緑を維持していくことに努めます。また、住民参加により公園内における花の植栽活動等を行います。

■緑の保全に関する民意（複数回答可）



「美幌町緑の基本計画 アンケート調査」結果より

## 5-2 緑の創出（つくる）に関する施策

## (1) 緑地の確保、造成

## ①公園緑地整備

- ・現在検討されているびほろ霊園の拡張事業において、自然環境に配慮した緑地の整備を行います。

## ②緑のネットワークの形成と保全

- ・公園緑地及び街路樹の整備・配置による「みどりの回廊」の整備を促進し、緑のネットワークの形成を図ります。

## (2) 都市施設等の緑化に関する施策

## ①地区・道路（街路）・公園の緑化

- ・各自治会やボランティア団体の協力を得て、集会室・農作業準備休憩室などの自治会管理施設や、公園・緑地、道路（街路）等に花苗を配布し、地域での緑化を推進するとともに緑化を通じたコミュニティ活動を推進します。

また、歩道の設置や道路の改築にあわせて、都市計画道路などの広幅員の道路は、植樹帯を設け街路樹の整備を行います。

## ②学校の緑化

- ・学校については、環境教育の一環として児童、生徒による学校敷地内の花植等を行い、環境に配慮した緑化に努めます。

## ③官公庁の緑化

- ・役場庁舎をはじめとする各種施設については、樹木等の植栽や花壇の整備による積極的な緑化を行います。

## ④スポーツ、レクリエーション施設の緑化

- ・野球場、陸上競技場、スキー場、及びパークゴルフ場等の広域な敷地内の既存樹木の保全を図るとともに、広い空間を利用した緑化を推進します。

## ⑤病院・社会福祉施設等の緑化

- ・町立病院等の空きスペースを利用し、花壇の整備を行います。

⑥工場、事業所の緑化

- 工場や事業所等の設置者、又は管理者に対し、敷地内の緑化を促し、樹木等を植栽するなど積極的な推進を図るよう協力を求めます。

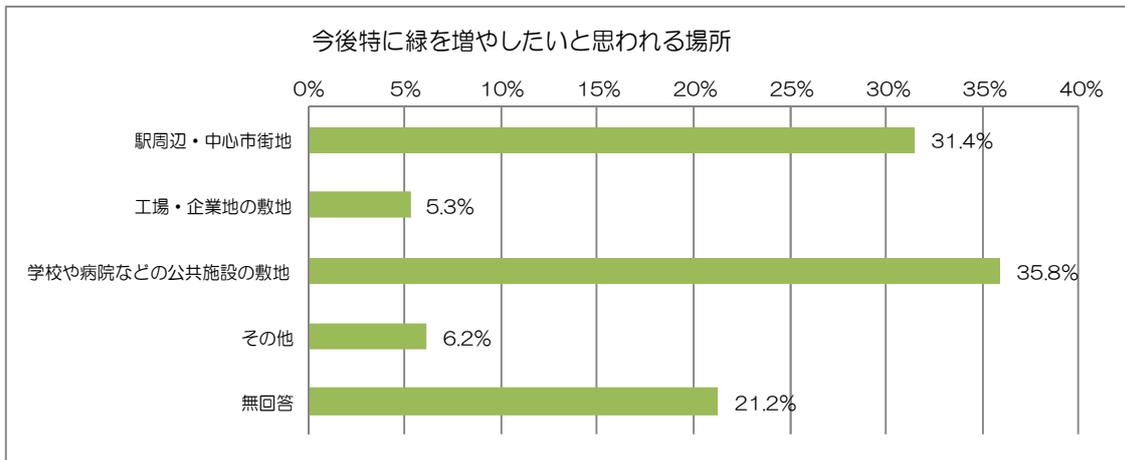
⑦住宅団地の緑化

- 公営住宅等、住宅団地については敷地内の花壇を有効活用し、入居者による花壇整備に努めます。

⑧交通結節点の緑化の推進

- JR 美幌駅周辺や国道交差点付近は、JR、国道管理者、沿道地権者等との調整によって、花壇整備や植栽スペースの確保に努めます。

■ 今後、特に緑を増やしたいと思われる場所（複数回答可）



「美幌町緑の基本計画 アンケート調査」結果より

### 5-3 緑の交流（親しむ）に関する施策

#### ①緑化に関する講習会

・地域住民の緑化に対する関心を深めるため、フラワーマスター等の協力を得て、初心者向けの園芸教室や研修会を開催します。

#### ②花苗の配布

・花樹育苗センターにおいて育成する花苗を、希望する自治会等は無償配布し、地域住民等による緑との交流促進を図ります。

#### ③緑の募金活動の実施

・地域住民、学生、会社、団体等の協力を得ながら毎年実施している「緑の募金活動」について、地域住民等の緑化に対する理解と認識が深まるように、今後も引き続き積極的に実施します。

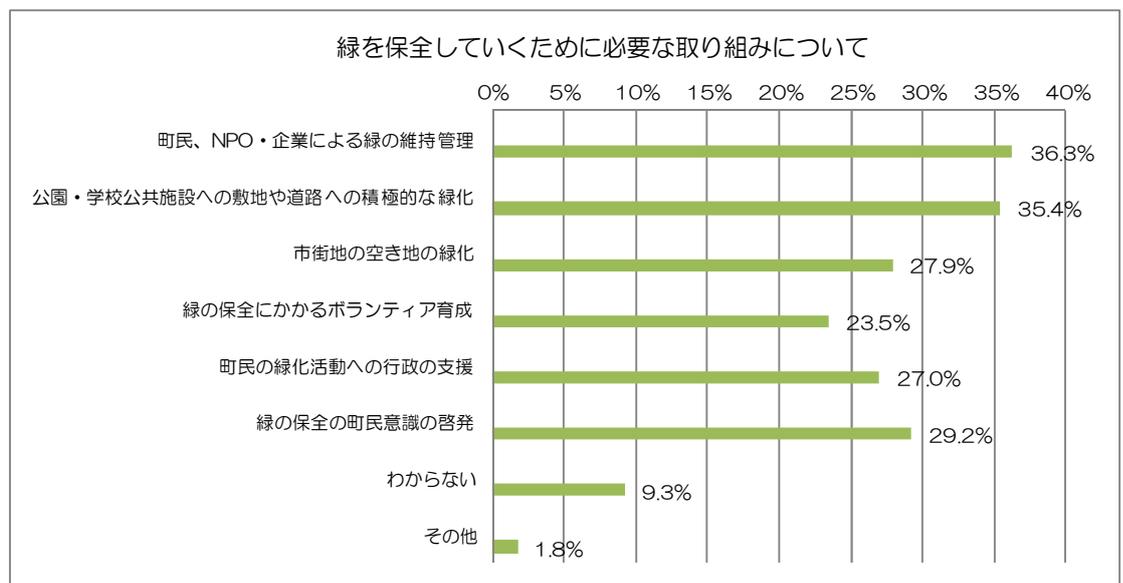
#### ④住民参加による緑化

・緑化に関する事業の実施にあたり、地域住民の意見の聴取や協力を求めるとともに、地域住民や団体が実施する緑化事業に関し、必要に応じて助言や支援を行います。

#### ⑤緑に親しむ子どもイベントの開催

・子どもに向けて、美富自然公園やせせらぎ公園をはじめとする自然環境が豊かな場所において、生き物と親しむことができる環境教育イベントを行います。

#### ■緑の交流に関する民意（複数回答可）



「美幌町緑の基本計画 アンケート調査」結果より

## 5-4 緑の基盤づくり（育む）に関する施策

### ①花苗の供給体制の充実

- 花樹育苗センターの管理運営を適切に行うとともに、配布を希望する自治会等のニーズに応じた花苗の育苗に努め、供給体制の充実を図ります。

### ②緑化強調月間の制定等

- 緑化運動の推進を図るため、4月20日から5月末日までを「緑化強調月間」として定め、秋の「都市緑化月間」とともに広報紙、ホームページ等による緑化に関する情報を周知し、地域住民に対する緑化思想の啓蒙、啓発に努めます。

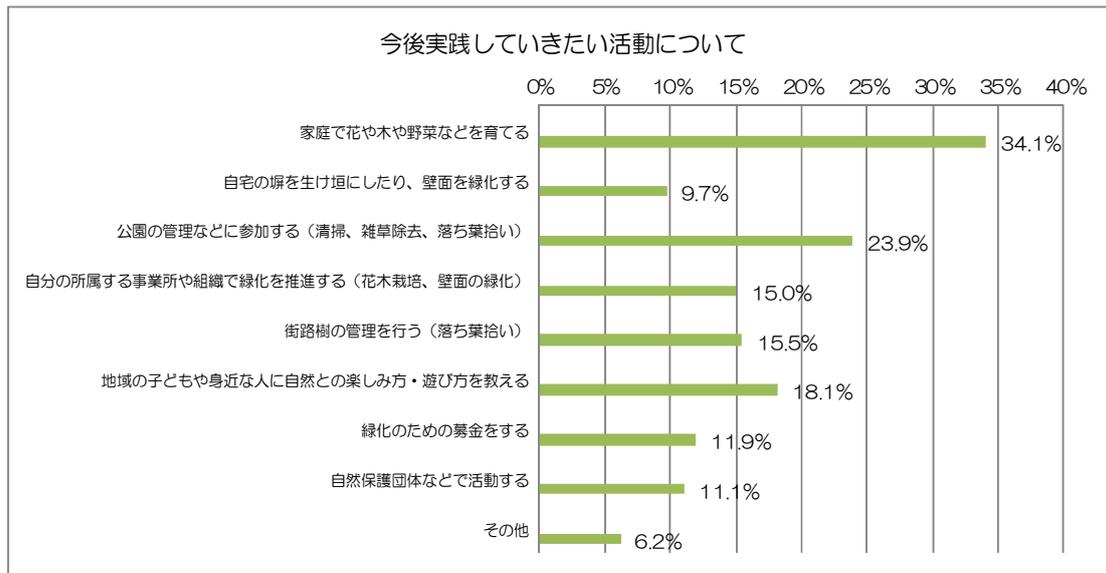
### ③フラワーマスター連絡協議会

- 地域において、花の育成管理、まちなみ景観に配慮した花の植え方を指導できる者として、北海道から認定を受けた町内のフラワーマスターで構成されたフラワーマスター連絡協議会による、花のまちづくりを進めるための自主的な活動を推進します。

### ④緑に関する人材育成の推進

- 緑に対する町民意識の醸成を図るため、緑に関する知識や技術を普及する活動を推進します。また、自然や植物に興味を持ってもらうために、小学生を中心とした情操教育の場の提供を進めます。

## ■緑の基盤づくりに関する民意（複数回答可）



「美幌町緑の基本計画 アンケート調査」結果より

## ■ 第 6 章

---

緑化重点箇所



緑化重点箇所とは、緑の少ない箇所や潤いのある場の創出を図る区域、JR 美幌駅前広場等のシンボルとなる区域をはじめとした、重点的に緑化を行う箇所を定めるものです。

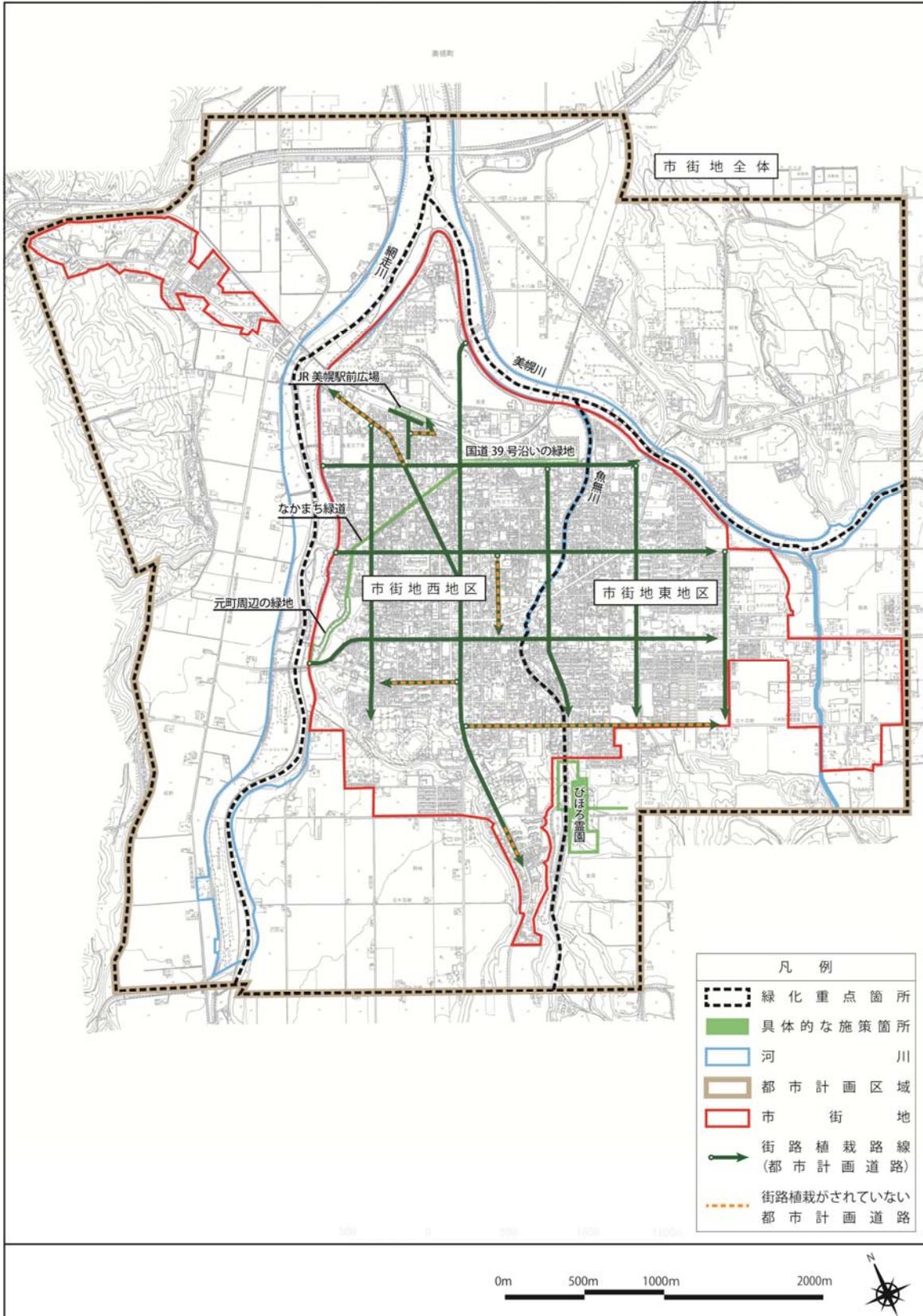
### 6-1 緑化重点箇所の選定

以下に示す場所を緑化重点箇所として定めます。

- ①びほろ霊園（市街地東地区）
- ②なかまち緑道（市街地西地区）
- ③JR 美幌駅前広場（市街地西地区）
- ④市街地内の街路（市街地全域）

6-2 緑化重点箇所の位置

下図に、緑化重点箇所の位置を示します。



### 6-3 重点箇所の具体的な施策

#### ①びほろ霊園（市街地東地区）

びほろ霊園は、昭和56年第Ⅰ期において277区画を供用開始し、平成5年第Ⅱ期では211区画を増設しましたが、現在残区画はわずかとなっています。町外への転居などによる墓地区画返還の影響から、今後は需要と供給のバランスを見極めながら、びほろ霊園の第Ⅲ期の造成を推進します。



びほろ霊園

#### ②なかまち緑道（市街地西地区）

なかまち緑道は、網走川から取水した「東幹線用水路」上に整備された東西に約2.0km連続する緑道であり、都市緑地として1.90haが都市計画決定されています。現況のなかまち緑道は散策路や多目的広場のほか、休憩施設、便益施設、遊具等が配置されており、町民の憩いの場であるとともに災害時の避難路としても重要な施設です。

今後は、北端で接する国道39号沿いの緑地や、元町周辺において網走川と接する緑地を一体的に整備することにより、連続する緑道として適切な維持管理を行い、みどりの回廊の基軸とすることを推進します。



なかまち緑道



国道39号沿いの緑地

③JR 美幌駅前広場（市街地西地区）

JR 美幌駅前広場は本町の玄関口であり、来訪者の印象を決定づける重要な場所です。現状の駅前広場は供用面積 7100 m<sup>2</sup>を有し、タクシープールや駐車場、駐輪場が配置されている他、高木の植栽や花壇が配置されています。

今後は、現状の緑を適切に維持管理するとともに、周辺住民や事業者との協力のもと、コンテナガーデンの配置等により彩りのあるみどりの空間づくりを進めます。



JR 美幌駅前広場

④市街地内の街路（市街地全域）

市街地内の街路については、これまで14 路線の街路整備によってエゾヤマザクラ、イチョウ、ナナカマド、イチイ、オウシュウアカマツなどを植栽しています。しかし、植栽後約40年が経過し、老木化や病害などの影響によって、葉の付きが悪くなり、幹のみとなっている街路樹が多く見られます。一部ではそういった樹木が伐採されたことによって、街路樹が疎らになり、景観を損ねている箇所も見受けられます。

今後は、全路線の街路樹に対して樹木調査や、過去に施された強剪定による道路景観悪化を考慮し、樹形のあり方や、剪定方法について検討を行っていきます。また、落ち葉等の清掃は、周辺住民との協働による美化活動を推進していきます。



旭通

（主要樹種：ナナカマド、アカエゾマツ）



公園通

（主要樹種：イチョウ、エゾムラサキツツジ）

## ■ 卷末資料

---



## 1-1 用語説明

## あ

## 【暗渠】

一般的に、道路や鉄道の下を下水や灌漑用水等を送・排水するため横断する埋設構造物で、その構造は地中に埋設されているため直接下水や用水が地表に現れていないものをいう。

## 【温室効果ガス】

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称。

## か

## 【河岸段丘】

河川に沿う階段状の地形。浸食作用により、もとの河床が現在の河床より高い台地になっているもので、土地の隆起や水量の変化などにより生じ、その回数に応じて何段かの段丘を形成する。

## 【核家族化】

夫婦とその未婚の子供で構成される家族のことであり、夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。

## 【河川愛護活動】

河川や水辺環境を良好に保ち、市民が快適にふれあい、親しむことができるように、自発的・日常的に行う清掃活動等のこと。

## 【河川区域】

河川の流水が継続して存在する土地及びこれに類する状況を呈している土地の区域、河川管理施設の敷地である土地の区域、堤外（堤防からみて流水のある側）の土地の区域のうち、河川管理者が指定した区域。

## 【環境共生型都市】

人口増加や都市化の進展、環境問題等の発生を解決するために、資源の循環や地球環境の保全に極力配慮し、環境に対する負担の少ない都市のこと。

## 【環境緑地保護地区】

市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区。

## 【既存ストック】

公共投資により整備された社会資本施設等の都市施設のこと。

## 【耕地防風林】

風害から耕地を保護し、農作物の増収や品質向上に役立ち、美しい農村景観を形成する。

## さ

## 【地場産業】

特定の地域にその立地条件を生かして定着し、特産品を製造している産業。

## 【針広混交林】

針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。

## 【水源涵養機能】

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

## た

## 【地域森林計画対象民有林】

地域森林計画の対象となっている民有林のこと。

## 【低炭素社会】

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システム。

## 【都市計画】

まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一定的に定めるもの。

【都市計画区域】

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲。

【都市計画マスタープラン】

市町村が、創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に示したものの。

【都市緑地法】

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。

な

【日照率】

日照時間（直射日光が雲などに遮られず0.12kw・m<sup>2</sup>以上で地表を照射した時間）と可照時間（日の出から日没までの時間）との比率。

【農用地区域】

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

は

【美幌町総合計画】

総合計画は町の最上位の計画であり、これからの美幌町のまちづくりの目標を定め、その目標を実現するための取り組みを定めた計画。

【美幌町地域防災計画】

美幌町において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、更に応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめた計画。

【美幌町緑のマスタープラン】

都市計画体系における基本的な計画の一つとして定める都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための計画であり、緑地に関する規制、誘導、整備等の諸施策を推進するための指針。

【風衝植生】

季節風の通り道となる谷筋が草原状になり、背丈が低くなっている植生。

【フラワーマスター】

花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する知識・技術を持ち、花のまちづくりのボランティアリーダーとして積極的に指導・助言できる方を「フラワーマスター」として北海道が認定し市町村が登録するもの。

【北海道広域緑地計画】

都市計画区域における緑地整備・緑化推進のためのマスタープランであり、個別具体の権利制限を課す都市計画ではなく、各種公共施設等の個別具体の指針である。また、法律や条例等に基づく地域指定や基準とは異なり、法的な規制を伴うものではない。

【北海道自然環境等保全条例】

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）その他の法令と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、国土の無秩序な開発を防止し、もって道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする条例。

や

【有害鳥獣】

一般的に農林水産業又は生態系等に関わる被害が生じている、あるいはその恐れがある鳥獣をいう。

ら

【緑被率】

一般的に、ある地域又は地区において緑地の占める割合をいう。緑地は樹林地・草地・農耕地・水辺地及び公園緑地等、植物の緑で覆われた土地。

## 1-2 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

※国土交通省「公園とみどり」より引用

緑を守り  
育て  
次の世代へつなぐまち  
びほろ

## 美幌町緑の基本計画

発行 平成29年3月

編集・発行 美幌町建設水道部建設グループ  
民生部環境生活グループ

美幌町字東2条北2丁目

TEL:0152-73-1111

FAX:0152-72-4869

<http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/>